

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和4年9月21日（水） 午後1時00分から
午後4時20分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、吉竹悟、鴛海豊、原田孝司、小嶋秀行、戸高賢史、末宗秀雄

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、守永信幸、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、企画振興部長 大塚浩 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第70号議案のうち本委員会関係部分、第73号議案、第74号議案、第75号議案、第76号議案及び第77号議案については可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
また、請願19及び請願21については、いずれも賛成少数をもって不採択とすべきものと決定した。
- (2) 令和3年度大分県内部統制評価報告書の提出について、公社等外郭団体の経営状況等について、「大分空港・宇宙港将来ビジョン（素案）」に対する県民意見募集の結果について及び大分空港を起点としたMa a S実証実験についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (4) 県外所管事務調査について令和4年11月16日から18日の3日間に実施すること及び調査行程を決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主幹（総括） 秋本昇二郎
政策調査課政策法務班 主事 阿南香菜子

総務企画委員会次第

日時：令和4年9月21日（水）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

13：00～15：00

(1) 付託案件の審査

- 第 70号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）
（本委員会関係部分）
- 第 73号議案 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
（福祉保健生活環境、商工観光労働企業、文教警察委員会へ合い議）
- 第 74号議案 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
（福祉保健生活環境、商工観光労働企業、文教警察委員会へ合い議）
- 第 75号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 76号議案 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
- 第 77号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（土木建築委員会へ合い議）
- 請 願 19 消費税インボイス制度実施延期を求める意見書の提出について
- 請 願 21 安倍晋三元首相の国葬を中止し、弔意の強制を行わないことを求める
意見書の提出について

(2) 諸般の報告

- ①令和3年度大分県内部統制評価報告書の提出について
- ②公社等外郭団体の経営状況等について
- ③公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況を説明する書類の提出について
- ④大分県行財政改革推進計画の進捗状況について
- ⑤大分県過疎地域持続的発展計画の進捗状況について

(3) その他

3 企画振興部関係

15：00～16：15

(1) 付託案件の審査

- 第 70号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）
（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

- ①大分県長期総合計画の実施状況について
- ②公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について
- ③公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の令和3事業年度の業務実績及び中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績に関する評価結果について
- ④公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
- ⑤大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

- ⑥大分航空ターミナル株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- ⑦株式会社大分フットボールクラブの経営状況について
- ⑧株式会社別府交通センターの経営状況について
- ⑨一般財団法人大分県自動車会議所の経営状況について
- ⑩「大分空港・宇宙港将来ビジョン（素案）」に対する県民意見募集の結果について
- ⑪大分空港を起点としたM a a S実証実験について
- ⑫地域公共交通燃料高騰緊急支援事業の期間延長について

(3) その他

4 協議事項

16:15~16:20

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

今吉委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、委員外議員として木田議員、守永議員、堤議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

審査に入る前に、7月25日付けで着任された若林総務部長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

若林総務部長 石川県出身の若林拓と申します。委員長をはじめ、委員の皆様方には御指導よろしくお願いいたします。

今吉委員長 若林部長、ありがとうございます。

続いて、7月11日付けで人事異動のあった藤川行政企画課長から自己紹介をお願いします。

藤川行政企画課長 7月11日付けで行政企画課長になりました藤川です。よろしくお願いいたします。出身地は大分市です。7月10日まで、企画振興部のおおいた創生推進課長でした。委員の皆様には引き続きよろしくお願いいたします。

今吉委員長 それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案6件、請願2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより総務部関係の審査に入ります。初めに、本日審査する案件について、若林総務部長から概括的な説明をお願いします。

若林総務部長 まず初めに、本日審査をお願いしている案件等について、私から全体を概括的に説明します。

説明に先立って、台風第14号による被害についてですが、幸い私ども総務部関係では大きな被害はありませんでした。あらかじめ報告します。

本日の委員会では、付託案件6件について審査をお願いしています。まず、このうちの第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（

第2号）については、主に原油価格や物価高騰を踏まえた諸施策を追加で措置するものです。

次に、第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてです。次の第74号議案に関連し、職員の定年引上げを踏まえた高齢職員の多様な働き方のニーズに応えるため、高齢者部分休業制度を導入、運用するための規定を整備するものです。

第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてです。定年引上げに係る国家公務員法等及び地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、定年制度、役職定年制、定年前再任用短時間及び給与の措置等に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例について所要の整備を行っています。

第75号議案職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。地方公務員育児休業法の改正に伴い、育児休業の取得回数制限が緩和されたことを受け、非常勤職員について育児休業の取得要件を緩和するとともに、不要となった規定を削除するものです。

第76号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてです。令和4年度より新たに復興庁へ研修派遣を開始した職員が、福島第一原子力発電所等において業務を行うこととなったため、警察職員に限定している特殊勤務手当の支給対象を拡大するものです。

第77号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。長期優良住宅認定制度が新築や増改築に加え、建築行為を伴わない既存住宅も対象となることから、関係する手数料について改正を行うものです。

その他請願2件です。

また、諸般の報告として令和3年度大分県内部統制評価報告書の提出についてを説明します。加えて、公社等外郭団体の経営状況等について、全体的な概要を説明の上、総務部所管の公益財団法人大分県自治人材育成センターについて報告します。

そのほか、大分県行財政改革推進計画の進捗状況について及び大分県過疎地域持続的発展計画の進捗状況について説明します。

各事項の詳細については、それぞれ担当課長から説明しますので、どうぞよろしくお願ひします。

今吉委員長 続いて、第70号議案……（「委員長ちょっといいかね」と言う者あり）

末宗委員 部長から挨拶があったんだけど、新聞等で不祥事の報道があったよね。これの報告が出るのかなと思ったけど、なかったからね。

今吉委員長 それは、最後のその他でもいいですかね。

末宗委員 先の方がいいんじゃないか。

若林総務部長 委員から今御指摘をいただきましたが、報道等で事案があったことについては承知しています。この件については、そういった事案が生じたことは誠に遺憾であり、被害に遭われた方、県民の皆様にもまずお詫び申し上げます。昨日の記者会見で知事がお答えしました。

現在のところ、詳細な事実を確認しており、本日申し上げられることは現時点ではありませんが、この確認が済み次第、早急に処分等について検討する考えです。

綱紀肅正と服務規律の保持については、常日頃から指導してきましたが、改めてしっかりと徹底していく必要があると考えており、必要な対応を今後行います。

今吉委員長 それではいいですね。（「まあ、いいけど」と言う者あり）

それでは第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、総務部関係について、執行部の説明を求めます。（「ごめんなさい、委員長」と言う者あり）

原田委員 さきほどの報告については、また後で質疑がありますか。ありませんか。

今吉委員長 質疑があるのであれば、一番最後でいいですかね。時間の関係もあるので。

原田委員 いいですけど、その確認でした。

今吉委員長 ただ、今のところ詳細がまだ分かっていないとのことですので。

原田委員 それについての質疑です。

今吉委員長 それでは、一番最後をお願いします。（「分かりました」と言う者あり）では、第70号議案の説明をお願いします。

高木財政課長 第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）の全般的事項と歳入について説明します。

議案書は1ページからですが、タブレットの中の総務企画委員会資料で説明します。資料の2ページを御覧ください。

この補正予算は2ページの冒頭にあるとおり、原油、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設や中小企業者等を支援するとともに、省エネ設備の導入など将来を見据えた取組を促進し、県経済の再活性化に向け、早急に対応が必要な経費を計上しています。また、令和3年度決算剰余金を財政調整基金や減債基金等に積み立てます。

1の補正概要にあるとおり、補正額は92億898万4千円の増額であり、既決予算を加えた累計額は7,320億9,872万8千円となります。

歳入についてはその下の歳入の内訳にあるとおり、国庫支出金19億7,576万5千円、繰入金7億9,739万円、繰越金49億2,009万円、県債5,700万円、諸収入14億5,873万9千円となります。

その主な内訳について説明します。資料4ページをお開きください。

歳入資料、第9款国庫支出金第2項国庫補助金は19億7,576万5千円の増額となっています。主なものとしては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が第2目福祉生活費国庫補助金から第6目商工費国庫補助金まで、合わせて19億1,181万円を計上しています。この交付金は、コロナ禍等に起因する原油、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設や中小企業者、農林水産業者などへの支援に要する経費に充当するものです。

次の5ページをお願いします。

第12款繰入金第2項基金繰入金は7億9,739万円の増額となっています。このうち、第3目県有施設整備等基金繰入金7億7,43

9万円は建設資材の高騰を受け、ホーバークラフトの発着地におけるターミナルの港湾建築工事の設計額の増加でしたり、種苗生産施設の工事請負契約へのインフレライド制度を適用した増額分について同基金から充当するものです。

次に、資料6ページをお願いします。

第13款第1項繰越金は49億2,009万円の増額となっています。これは令和3年度の決算剰余金です。

次に、資料7ページをお願いします。

第14款諸収入第3項貸付金元利収入11億1,500万円は、中小や小規模事業者の原油や物価高騰による資金繰りや省エネ設備の導入を支援するために、県制度資金に新たなメニューを創設し、新規融資枠の拡大に必要な貸付原資を預託する財源として充当するものです。

歳入についての説明は以上です。

次に、総務部関係の歳出について説明します。資料8ページをお願いします。

第13款第1項積立金は、基金条例に基づき財政調整基金に20億1,417万2千円、減債基金に16億4,006万4千円をそれぞれ積み立てるほか、今後の資材価格の高騰や県有施設の営繕工事などの財政需要に備え12億585万4千円を県有施設整備等基金に積み立てます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

末宗委員 財政課に聞きたいんだけどね。さきほど5ページの補正予算で7億7,439万円とあって、これは事情も聞いたけど、何かちょっとあやふやな予算なんよ。そこら辺は財政課が予算を付けるとき、担当課とよく打合せしているのかどうかをちょっと聞きたい。

高木財政課長 5ページの県有施設整備等基金繰入金7億7,439万円ですが、これはホーバーの関係で建設資材が高騰して上昇した分です。それは県有施設になるので、この県有施設整備基金等から繰り入れて財源に充当しています。

県施設の種苗生産施設を国東市でやっ

すが、こちらにもインフレライドで材料価格、原料価格が高騰した分で、請負契約では足りないので増額補正しましたが、その財源として、こちらにも県有施設なので、この基金を活用して財源充当しています。

末宗委員 質問しているのはね、これは非常にあやふやな予算なんよ。支出する課と本当に真剣に打ち合わせているかどうか。もう少し言ったら、ほとんど無駄な予算なんよ。極端に言えば、補正がなくてもできるような予算よ。だから、僕はそこの担当課と本当に打ち合わせてやっているのかと今聞いたんよ。

高木財政課長 まず、種苗生産施設については契約しており、今年度中に完成しますが、今の請負契約ではインフレライド——要するに物価上昇で原材料価格が上がっているので工事が完結できないため、インフレライドを適用して県と請負業者で話し合った結果、そのくらい上昇しますとなり、県は予算を付けますとして歳出をまず決めています。それに何の財源を充てるかということで、この基金を充てています。

ホーバーについては、まず今年初めに入札しようとしたところ、当初の設計金額では手を挙げるところがなく、この金額では請け負えないと言うところがあり、入札不調になるおそれがあったので、県としてもう一度設計を見直して、今の資材価格に合わせた入札の予定価格を設定しました。そして、8月10日にそれで再度入札をしました。

その際、本来でしたら他の施設——同じホーバーの予算の中ですが、ホーバーの整備だったり、ほかの予算で使う予定だった予算を今回のターミナルの設備の予算に取りあえず充当しました。そうすると、他の予算を使ったため、これから入札する際に予算が足りなくなるので、その足りなくなる分について、もう一度原材料、資材の価格を勘案しながら、設計金額を基に、足りない分を歳出の方で用意しました。この財源として基金を繰り入れているので、その辺については、それぞれ企画振興部、農林水産部と財政課でしっかりと話し合っ

末宗委員 もう少しうまく説明できるものと思っただけ、要するに県は、入札をしなくて吊り上げたんですよ。入札でそのとき落札しといたら、そのまま終わりだったんですよ。それから先を勝手に入札前から吊り上げる必要があるかねという質問です。あまり答えきれないようだからもういいよ。

今吉委員長 じゃ、もういいですね。（「話が見えん」と言う者あり）

末宗委員 要するに、入札をせんで吊り上げたんですよ。

今吉委員長 委員でほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑もないので、これで質疑を終わります。

今の件がありますけれども、本案の採決は企画振興部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてですが、本案については関係する福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

井下人事課長 第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について説明します。

議案書は20ページですが、総務企画委員会資料9ページをお開きください。

まず、1の制定理由についてです。職員の定年の引上げを踏まえた高年齢の職員の多様な働き方のニーズに応えるため、公務の運営に支障がないと認めるときに、勤務時間の一部について休業することを可能とする高齢者部分休業制度に関する条例を今回新たに制定するものです。

次に、2の制度概要の表を御覧ください。まず、対象職員についてですが55歳以上の職員となります。休業期間については、期間の始まりは55歳に達した日の翌年度4月1日以降からとし、期間の終わりは定年退職日までとなります。休業時間は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内となりま

す。

給与等については、勤務しない1時間につき、1時間当たりの額を減額します。休業時間の延長については、公務の運営に支障がない場合は可能となります。また、既に承認している休業の取消と短縮については、職員の同意を得た上で可能としています。

退職手当については、勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算します。

表の下に、参考として高齢者部分休業制度の概要を記載しています。具体的な職員のニーズとしては、家族の介護や職員自身の体力の低下などを想定しています。そうした事情がある場合においても、職員自身が退職の判断に至ることなく勤務時間の一部を休業することで、定年まで働き続けることができる制度であると考えています。

最後に3の施行期日については、定年引上げ関係条例の施行日と同様に令和5年4月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

堤委員外議員 55歳以上にしたところが、結局今度は65歳に定年延長されますよね。そうすると、55歳から休めば1時間給料を安くするということなので、理由は結局何ですか。定年延長されるから、60歳で辞める方を少しでも減らそうということなのか。なぜ55歳にしたのか、ちょっと意味がよく分からない。そこら辺を教えて。

井下人事課長 これは、既に地方公務員法が平成16年に改正されて規定を設けられていますが、これまで職員のニーズ等がなく、大分県では、この制度については条例制定まで至っていませんでした。

今般、法律の改正により定年の引上げで改正条例を上程している関係から、あわせてこれについても条例を制定するものです。

堤委員外議員 ということは、仮に65歳まで

定年延長になった場合、55歳から10年間は
こういう規定が当てはまることでいいのかな。

井下人事課長 おっしゃるとおりです。仮にこの
条例が認められた場合、そういう形になります。
（「はい、いいです」と言う者あり）

今吉委員長 ほかに委員外議員で質疑はありませ
んか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑もないので、これよ
り採決します。

なお本案について、福祉保健生活環境委員会、
商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会の
回答は原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案の
とおり可決すべきものと決定しました。

次に、第74号議案職員の定年等に関する条
例等の一部改正等についてですが、本案につい
ても関係する福祉保健生活環境委員会、商工観
光労働企業委員会及び文教警察委員会に合い議
をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

井下人事課長 第74号議案職員の定年等に関
する条例等の一部改正等について説明します。

議案書は22ページですが、総務企画委員会
資料の10ページをお開きください。

まず、1の改正理由についてです。既に令和
3年6月に成立公布され、令和5年4月1日が
施行期日とされている定年引上げに係る改正国
家公務員法、それから改正地方公務員法の内容
を踏まえ、定年制度の見直し等に関し必要な事
項を定めるとともに、関係条例について所要の
整備を行うものです。

なお今回、職員の定年等に関する条例の一部
改正をベースに、関連して改正や廃止が必要と
なる条例が全24本あり、これらを1本にまと
めた改正条例となります。国の改正法の概要を
点線の四角囲みで記載していますが、基本的
には国から示された考え方や各種通知、他の都
道府県の検討状況等を参考にしながら、それらと

の権衡を考慮して本県としての制度構築を行っ
ています。

2の改正内容の（1）定年引上げ制度の概要
を御覧ください。

まず定年の引上げについて、現行の定年60
歳を65歳に改めるものです。令和5年度から
2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年
度には定年が65歳となります。また、医師と
保健所等で医療業務に従事する歯科医師につ
いては、特例定年として現行の定年65歳を70
歳とするものです。

次に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる
役職定年制の導入です。これは原則、課長級以
上の職については60歳以降、非管理監督職で
ある課長補佐級の職へ役降りとするものです。
また、役降りの特例措置として60歳以降も管
理監督職として勤務することを認める特例任用
について、その運用が可能となる条件について
条例で規定します。

次に、定年前再任用短時間勤務制の導入です。
職員は定年の引上げにより60歳以降もフル
タイムで勤務することが基本となります。しかし
ながら、フルタイムでの勤務が難しい場合も想
定されるため、多様な働き方の一つとして60
歳以降、定年前に一旦退職し、短時間勤務の職
での再任用を可能とするものです。

次に、暫定再任用制度の運用です。現行にお
いては60歳で退職した後、年金の支給が開始
される65歳までの間、再任用を可能としてい
ます。今回、定年の引上げに伴い現行の再任用
制度は廃止となります。しかしながら、定年の
段階的引上げ期間においては、65歳までの間
について無年金期間が生じるため、この間をつ
なぐ暫定制度として現行と同様の取扱いを継続
するものです。

次に、情報提供・意思確認制度の新設です。
今後、60歳以降に適用される制度が大きく変
わるため、59歳時点で情報提供し、60歳以
降の勤務の意思確認を行うものです。

次に、給与に関する措置です。定年の引上げ
により60歳以降の給料は、国の取扱いと同様
に60歳時点の給料月額7割となります。ま

た、退職手当については60歳以降に給料月額が7割となった場合においても、7割措置前の給料月額を基に算定する等、いわゆるピーク時特例の対象とすることで、現行の60歳定年で退職した場合と比較して不利益になることがないように取り扱うものです。

次のページを御覧ください。(2)定年の段階的引上げのイメージ図です。こちらで、さきほど説明した定年の段階的引上げの仕組みについて具体的に説明します。

まず表の見方ですが、一番上の横軸に年度があり、その下に各年度の定年年齢を記載しています。これを見ると、令和4年度の現行は定年は60歳、令和5年度と令和6年度は1歳引き上がって定年が61歳、令和7年度と令和8年度は、また1歳引き上がって定年は62歳となり、令和13年度以降は定年が65歳となります。

次に、一番左の縦軸には該当職員を年齢別に上から順に並べています。この縦軸の年齢で定年引上げの第1期生となるのは、上から4段目の昭和38年度生まれ、今年59歳の職員になります。この列を横に見ていくと、令和4年度が59歳、令和5年度が60歳——現行条例であればここで定年退職となるわけですが、上の定年年齢を見ると、定年が61歳に引き上がっているのです。令和5年で定年退職はせずに、令和6年度を61歳の継続任用として迎えることとなります。そして、令和6年度の定年年齢は61歳となっているので、この年に定年退職し、令和7年度の62歳以降は、希望すれば暫定再任用又は再雇用へと進むこととなります。

なお、令和6年度が上下二段書きとなっているように、継続任用ではなく60歳で一旦退職して短時間勤務を希望することも可能です。

以下同様に階段形式で定年が延びていき、昭和42年度生まれ、今年55歳の職員以降は、定年が65歳となります。

次に、3の施行期日については、国の改正法の施行期日と同様に令和5年4月1日としています。なお、情報提供・意思確認については、今年度中に該当する職員に対して実施する必要

があるので、そうした一部の規定等については、公布日又は本年10月1日施行としています。

最後に、次の12ページが今回改正及び廃止となる条例24本の一覧です。改正条例ごとに主な改正内容を整理しています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

原田委員 一番聞きたいことの前に、ぜひ聞かせてほしいのですが、今年3月に退職した方の中で、特別再任用や再雇用された方の率——引き続き働いている方の率を教えてください。知事部局、教育委員会、県警等を分けてお答え願います。

井下人事課長 知事部局においては、再任用の方の率が29.2%、それから教育委員会が49.9%、警察本部が26.4%となっています。

原田委員 知事部局や県警でいうと、7割の方が引き続きは働いていないということですね。それとも働いている数ですか。ごめんなさい、ちょっと確認ですが。

井下人事課長 ただいま申し上げた率に関しては、実際にそれぞれの任命権者ごとの再任用職員として勤務している方の率になるので、再任用以外の再雇用もまた別にあって、そういった方を加えると、実際にそれぞれ残って働いている……

原田委員 それを聞きたかったんです。

井下人事課長 すみません。その方々は知事部局では57.5%、それから教育が54.6%となっています。

原田委員 県警は。

井下人事課長 県警については26.4%と承知しています。

原田委員 何が言いたいかという、全体を見たとき、大体半分の方が継続して雇用されていない。もちろん知事部局でも、例えば土木建築部の技術者は結構違う会社に行かれる方もいらっしゃると思いますが、私は小学校の教員でしたから教育現場について言うと、みんな給料が7割になって、同じ仕事をしてもらえないと思う方が

たくさんいるんですよね。その辺は県庁の皆さんでも、7割になることが本当に続けにくい要因になっているかと思っています。条例自体は働き盛りの方が続けて雇用されていくので、とてもいいことだと思うんですけど、勤務労働条件がちょっとこれは悪過ぎると。同じ仕事をしているんだから、同じ賃金を払うべきだと思うんですよね。そのことについて人事課長はどうお考えでしょうか。

井下人事課長 まず、7割の設定についての考え方ですが、これについては人事院が民間で60歳以降も勤務をされている方の給与水準について調査したところ、平均で7割ということで、民間に準拠した、そういう考え方をベースに国家公務員、それから地方公務員においても同程度の水準で設定したと承知しています。

原田委員 そう言われるだろうなと思いましたが、でも実際に同じ仕事をしていると、当然モチベーションが下がるんじゃないかと思うんですよね。ここにいらっしゃる皆さんもすぐそういったことが現実起こってくるわけですけど、そういった中で、それでいいのかと思っています。部長、これは国の制度として、全体としてこのままでいいのかと危惧していますが、いかがお考えか、ぜひお聞かせ願いたいと思います。部長をお願いします。

若林総務部長 御指摘のように大きな制度改正です。給与の面も含めて今後大事なものは、そういったモチベーションをいかに維持して、職場の活力あるいは円滑な受入れ等を進めていくかだと思います。そのことについてはしっかりと努力して、説明も含めて丁寧に取り扱っていく必要があると思います。

給与の面についての御指摘もありました。職員によってモチベーション度合いも様々あるかと思いますが、一方でやはり民間の動向、国民、住民の理解も大事な点かと思っています。そういった面で、こういった制度化がなされ、我々もその方向で対応したいと考えています。

原田委員 よく分かりましたが、やはり課題として、いつも受け止めていただきたいなと思っています。

戸高委員 昨日もお尋ねした件ですが、職員の定年延長によって新卒の採用に影響がどう出るのかについて、今どういう考えを持っているのかを聞きたいのと、技術職等も必要な方は残られるのか。技術職も今まで同様、もしくはそれ以上に必要な人材であると思っているので、将来的、計画的にその辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。

井下人事課長 この条例改正の承認をいただいて、定年が65歳に引き上がったとしても、県職員を志望する若い方の門戸を閉ざすことなく、引き続き採用を行っていく必要があると考えています。

まだ具体的にはこの制度が始まっていませんが、国の考え方が示された段階で、対象となる県職員にアンケート調査を行いました。その結果、さきほども原田委員からお話がありましたが、一定程度は県に残らず、これまでの御自身の培ってきた知見、経験等を踏まえ、民間等に就職する別の道を考えている方がいます。調査の結果、現時点で把握しているのは、半分以上の方はそういった新たな道を探す意向を持っているとのことです。

定年を2年に1歳ずつ引き上げることによって、この年度について全く新採用職員を採れないわけではなく、その間も引き続き県内はじめ、多くの若い方が県職員を目指していて、そういう方が県職員になれるような、そういう道を広くやっていきたいと考えています。

戸高委員 ちょっと分かりにくくなったんですが、門戸を閉ざすことはないというのは、新卒の定員等には影響があるということですか。要するに、総体の人数はどうしても確保しなきゃいけないので、新卒の人数は若干は調整して減っていくということですか。ちょっとその辺の考え方が分からなくて、今の答弁だと減っていくんだなとしか思えないので。

今吉委員長 では井下人事課長、減るか減らないかだけを端的に。

井下人事課長 全く影響がないかということ、そこはゼロであるとは言えないかと思いますが、できるだけ——そういうことですね。

戸高委員 減らさないということかな。結論づけなくていいです。

今吉委員長 ほかに委員の方からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

木田委員外議員 定年延長ですが、資料の10ページにある、定年延長となった方と定年前再任用短時間勤務制の職員と暫定再任用制度になる方について、どういった職務が充てられるのか、違いがあるのか、責任の重さといった違いがこの3タイプの中で分かれていくのか教えていただきたい。

それと、課長補佐級になる方がいる——課長補佐級のままの方もいらっしゃるかもしれませんが、今は多分一旦退職される再任用の方は席の配置が多分変わってきていると思います。それは職務の内容によって、そういう席の配置も変わってきていると思いますが、今後延長になった方は、引き続きそういう職務を担うような形になるのか、やはり61歳でも職務の内容が見直されてちょっとポジションが変わっていくのか、職務の軽重と言うか、責任のウエートが変わってくるのか、そういった違いがあるのかどうか教えてください。

井下人事課長 60歳以降継続任用として勤務される方については、課長補佐級で60歳を迎える方は課長補佐級のままなので、基本的にはこれまでと同様の職務に従事していただく。

ただし、役職定年という形で課長級以上の方が60歳以降も県に残る場合に、継続任用となる場合には課長補佐級になるので、当然業務内容は変わってきます。

それから暫定再任用については、これまでの再任用制度の考え方をそのまま維持していくので、そういった意味では現在の再任用制度は係長級を念頭に給料を設定していることから、職務内容に関しても昇給の責任と業務内容に従事していただいています。その考え方は暫定再任用になっても変わりません。

それから再任用短時間については、再任用制度の中で勤務時間が一定程度短い方を考えているので、業務内容とか、そういったところは現

在の再任用制度と変更がないものと承知しています。

木田委員外議員 ありがとうございます。やっぱり職員が高齢になっても、モチベーションを持って元気に健やかに伸び伸びと働ける職務づくりと言うか、職場づくりが一番大切だと思います。

今、暫定的に61歳、今度62歳となっていきますが、多分後々この給与が7割になるところが大きな課題になってくると思います。恐らくこれまでも、高齢職員の給与カーブについて検討する必要があるとの記述は人事の中でも見られたと思いますが、そうなってくると、なおさらまた50代以降のモチベーションがどうなるんだろうと心配があります。役職定年の方もそうですが、最近ではネットでも役職定年の方が困ったおじさんみたいな書かれ方をする記事も見たりします。そういうことを考えると、50代からのそういった給与カーブは将来的に大きな課題になると思うので、やはり職員の皆さんが長く県庁職員として能力を発揮できるような職務づくり、職場づくりと言うか、あと職の責任の重さのことも含めて考えて今後やっていただけたらと。取りあえず1歳延びたというのは非常に微妙なときだと思うんです。これが2歳、3歳と延びたとき、何か変わってくる状況があるので、その辺に配慮いただきたいと思います。

今吉委員長 そういう要望ということでもいいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかに委員外議員の方はありませんか。

守永委員外議員 一般質問でも話したことなので、繰り返し話す必要もないかと思いましたが、人数がかなり削減されてきて、一定期間はその人数で支えられてきましたが、やはりコロナの状況、災害が多い状況も踏まえて、職員数そのものを今後考えていくべき状況にあると思うんですね。そういったものも踏まえて、この定年延長を一つのきっかけにして、職員数の在り方や若い人を育てる体制がどうしても弱いと感じているので、その部分の強化をぜひお願いしたいと思います。要望ということで。

今吉委員長 そういう要望も踏まえて、また検討してください。

ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決します。

なお本案について、福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会及び文教警察委員会の回答は原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ただ今の質疑でいろいろと要望もあったので、それを考えながら進めてください。

次に、第75号議案職員の育児休業等に関する条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

井下人事課長 第75号議案職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明します。

議案書は50ページですが、総務企画委員会資料の13ページをお開きください。

まず、1の現行の育児休業制度の概要についてです。職員の育児休業関係については、地方公務員育児休業法において基本事項が規定され、詳細を条例で規定しています。

取得期間は、常勤職員については子が3歳に達するまでであり、非常勤職員については子が1歳に達するまでとなっていますが、保育所に入所できない等の理由があれば、6か月単位で最長2歳まで延長が可能となります。

取得回数については、原則として1人の子について1回ですが、男性職員については、女性職員の産後休暇にあたる期間に育児休業を取得した場合、その後、再び育児休業の取得が可能となります。

給与については無給ですが、別途育児休業手当金が支給されます。

次に、2の地方公務員育児休業法の改正内容です。今回、原則1回とされている育児休業の取得回数制限が緩和され、2回まで取得が可能

となります。これにより一番下の矢印の図にあるように、夫婦が交代で育児休業を取得するなど、より柔軟な制度運用が可能となります。

次の14ページを御覧ください。

3の育児休業条例の改正内容についてです。今回の条例改正は、主に非常勤職員に関する要件緩和になります。

一つ目は男性職員が対象となりますが、子の誕生日から57日間の育児休業において、子が1歳6か月に達するまでの間その職があることと規定している要件が見直され、子の誕生日から57日間プラス6月ということで、およそ8か月間その職があることに短縮されます。

二つ目は1歳以降、育児休業期間を延長する場合、日を空けずに引き続いて育児休業を取得する必要がありましたが、(2)の右の図にあるように配偶者が引き続いて育児休業を取得していれば、例えば男性職員が期間の途中から育児休業を取得することができるように規定が新設されます。これにより1歳以降に夫婦が交代で育児休業を取得することが可能となります。

三つ目は規定の整理になります。現行の育児休業条例で特例的に2回目の育児休業の取得が認められていた再度の育児休業取得について、国の改正育休法により2回まで育休取得が可能となるため、不要となる規定を削除するものです。

最後に4の施行期日については、国における施行日と同様に本年10月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第76号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

井下人事課長 第76号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について説明します。

議案書は53ページですが、総務企画委員会資料の15ページを御覧ください。

まず1の改正理由についてですが、南海トラフ地震に向けた対応力強化のため、今年度より復興庁へ研修派遣している職員が福島第一原子力発電所の敷地内等において業務を行った事例が確認されたことから、東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例の支給対象を、警察職員以外の職員に拡大するものです。

次に、2の改正内容を御覧ください。特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対し、本条例に基づき支給するものとなっています。

国においては、平成23年の東日本大震災の発生後、福島第一原発の敷地内やその周辺区域で災害状況の調査などの業務を行った場合に、被ばくの危険性やそれに伴う精神的労苦等の特殊性を鑑みて、自然災害発生時の応急作業などを行った際に支給される災害応急作業手当の特例として、日額4万円以下を支給することとしました。

これを受けて本県では、警察職員のみが現地に派遣されて支給対象区域内での業務に従事していた実態があったことから、同様の状況にあった九州各県の状況も踏まえて条例改正を行ったところですが、今回復興庁への派遣職員が支給対象区域内で業務に従事した事例が確認されたことから、支給対象となる職員の範囲を警察職員以外に拡大するものです。

最後に3の施行期日については、公布の日施行を予定していますが、復興庁への職員研修派遣が開始された今年4月1日からの適用をお願いするものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第77号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案については関係する土木建築委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第77号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。

議案書は54ページですが、タブレット資料の16ページを御覧ください。

今回の改正は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の1件です。

2の改正内容を御覧ください。長期優良住宅について、現行では住宅の新築や増改築を行う際に認定を行っていますが、今回の法改正により増改築等を行わない場合でも、既存住宅についても長期優良住宅として認定できるよう制度の拡充が図られたことから、手数料を新たに設定するものです。

施行期日は、改正法の施行日である令和4年10月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑もないので、これより採決します。

なお本案について、土木建築委員会の回答は原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願19消費税インボイス制度実施延期を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 委員会資料の17ページをお開きください。緑色の請願文書表では19となります。

本請願は、コロナ禍や物価高騰により中小事業者等の経営困難が続く中、現状のインボイス制度には事業者の事務負担の増加、国税庁公表サイトに登録された個人情報の商用利用の懸念などがあることから、来年10月からの制度実施の延期を求める意見書を国に提出するよう求めるものです。

インボイス制度は、複数税率の下で売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、税制の公平性や透明性を確保し、消費税の適正な課税を行うために必要な制度として位置付けられているものです。国では制度の導入にあたり、中小事業者の事務負担や取引に与える影響を緩和するため十分な経過措置を設けるとともに、関係省庁で連携しながら制度の周知、広報や事業者に対する必要な支援などに取り組んでいます。

本県としても、国や関係団体と連携してインボイス制度の円滑な導入に取り組むこととしています。

なお、公表されるインボイス発行事業者の情報は、氏名や登録番号などに限定されることが法律上明記されており、生年月日、自宅の住所電話番号などの情報は含まれていません。また、個人事業者の屋号や事務所所在地の情報は、本人の申出があれば追加で公表されることとなっています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑等はありませんか。

原田委員 私のところにも、このインボイスに

とても不安を感じるという声が来ています。その方は、会社に所属しながらフリーで仕事を受けている形態の方でしたが、やはり新しい制度ですから不安を感じていて、その方がどうしたらいいのだろうとの話の中から、今フリーソフトも出ているので、私もダウンロードして一緒にやったりもしているんですよ。私も難しいのかなと思ってやっていますが、第2回定例会でこの問題が出たときに、部長からインボイス制度について、その実施が中小事業者の事務負担や取引に与える影響を懸念する声があることも承知しており、制度の周知、広報や必要な支援を行っていくと答えられています。これからこのインボイス、来年10月までにどんな支援を考えているか。

例えば私が考えるに、そういったことを迷っている方に対しての情報を与える機関なり、相談センターなり、そういうのも必要なんじゃないかなと思うし、この前の議案質疑では堤議員から、消費税を転嫁できない人が6割いるとの話がありました。そういったことを進めるための支援が必要なんじゃないかなと思いますが、そういった支援についてはどのようにお考えか、ぜひ聞かせてください。

山口税務課長 まず周知の関係です。当然、周知広報もあり、事業者の取引に与える影響を緩和するための取組もあります。あと、取引条件の整理、環境を整える支援があると思いますが、基本的に国で税務署、それから、各担当部局がそれぞれ所管しているので、当然各事業者団体を通じた相談窓口の体制強化とか、そういう事業者団体に対する法令遵守要請とか、取扱いの詳細を公表したり、そういう取組は各省庁で進めています。

県としては、税務署、あるいは各担当部局が進めている説明会の開催であったり、そういったところに対する協力であったり、あと県もそれぞれの担当部局で事業者あての説明会を開催する機会があるので、その中でインボイス制度の周知とか、支援制度のメニューもあるので、担当部局の担当を講師で招聘して、できるだけそういう機会を設ける。あと当然パンフレット

があるので、あらゆる機会を通じて事業者に配布することで取組を進めていくと聞いています。これに関しては、税務課からも各担当部局に協力依頼の文書を流しており、今から勉強しながら取組を進めていくことになると思います。

原田委員 これはもう委員の皆さんにですが、今言ったように、これから支援の具体的なことも始まっていく中で、この請願に関しては今日結論を出さなくても、継続でもいいのかなと私自身は思っています。

今吉委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

堤委員外議員 今、るる話を聞いていると、公平性を保つとか、複数税率のためとか、これは消費税が10%になって、8%の据置き税率もあって、申告も含めて全く公平性が保たれなかったわけよ、これが1点。

それと、円滑な運用と言われていますが、課長が言ったのは基本的に国が言っているのと全く一緒なんよね。そうじゃなくて、県として具体的に末端の中小零細業者の声とか、そういうのは実際聞いたことあるのかと。7月末でインボイスの申請登録が7%でしょう。それだけ周知徹底もされていないし、また反対に周知徹底をされれば、ますます中身が非常に問題があることが明らかになってくるわけだから、そういう実態も分からないまま円滑な導入とか、課税の公平性を図るとか、そういうことを僕は言うべきではないと思う。調査した結果、実際にこういう不平等なことがあったとか、公平じゃなかったとなるなら分かるけど、そうじゃないでしょう。そこら辺の実態把握はしているのかどうか、その2点をまず教えて。

山口税務課長 まず、今までそういう課税の公平性とか透明性が保ってきていなかったかですが、そういうことではなくて、今まで経過措置として、ここに記載している諸方式での申告は認められてはいましたが、基本的に売手が請求書を相手に交付しないといけないとか、写しを保管する義務は現行制度上ありませんし、買手も一定の条件があれば、そういう請求書など

がなくても仕入税額控除ができるような制度に今なっています。

付加価値税が導入されているアメリカを除いて、OECD諸国もインボイスを入れていないのは日本だけです。やはり複数税率の下でそういった正確な税額とか税率をお互いやりとりして、きちんと書類を残すようにすることで制度の公平性等、透明性が高まると思いますし、そもそも税の考え方からいけば、適正な課税につながるといったものです。

実際、制度を所管しているのは国であり、県で事務をしているわけではないので、当然そういった相談窓口は、コールセンターも含め、国がきちんと整備をしているし、下請Gメンとか、書面調査を通じて状況把握とかをきちんと行っているんで、そういった周知広報のところは国の下になりますが、県としては積極的に運用していく。あとは県で説明会を開催する機会等があれば、そのときに周知広報を徹底して行う、制度の理解に努めていただく。法律で来年10月からの導入が決まっているので、それに向けて国と連携しながら努めていきたいと考えています。

堤委員外議員 正に国の制度だよ。だったら県としての公平性が保たれない。客観的な事実がないじゃない。そういう調査をした結果から公平性が保たれていない事実があって、課長が言うのは分かるけれども、国がコールセンターに入っているとか、そういう状況判断だけ、つまり国の言い分だけ聞いてやっているわけでしょう。だから必要なんだよ。

本来、10月にやるから必要なんだとの結論づけなんかできないじゃない。あなた方が調査をして、インボイス制度でこれだけの声があると、いろんなことを聞いた中で、実際に聞いた上で判断するなら百歩譲って分かる。それをしないで、国から言われるがままに必要なものとか、公平性がとか、6年間の経過措置がとか、こんなことだけで実際何でそうやって断定ができるの。必要なものであるとの断定がどうしてできるの。おかしかろう。

山口税務課長 県としては事務を所管していな

いということ……

堤委員外議員 違う。そんなこと聞いていない。断定しているのはおかしいと言っているのよ。断定しているやろ。ごめん、言い方が強くなった。

山口税務課長 これは税目は違いますが、税務事務に関わっている税務職員として、制度の本来的な在り方のところで、やはりきちんと、当然消費税も制度では認められていますが、預り金的なものですから、本来的には益税にあたるのは当然あるとは思いますが、それは今制度上認められているので、それを否定するつもりはありません。そこが、きちんと本来あるべき姿として課税の公平性を考えれば当然なことだと思うので、それに向けて努力していくことだと考えています。

堤委員外議員 僕が聞いたのは、何で断定するのかと。県として断定するのかしないのか。国の制度でなく、県としてこれが公平性だとか、いろんなものがあるから、実施はしょうがないと断定しているわけだから、何で断定するのかと聞いているわけ。それが一つ。

それと、預り金とか消費税法のどこに書いてあるの。どこにも書いていないじゃない。納税義務者は誰なの、事業者でしょう。つまり消費者は価格として消費税を納めている、払っているだけだから。益税とあなたが勝手に言っているけど、じゃ、益税の実態はつかんでいるの。つかんでいないでしょう。帳簿上ちゃんと申告して、帳面の中には売上げがあって、仕入れがあって、課税仕入れがあって計算して出すわけでしょう。それでどうして益税が出てくるの。出てこないじゃない。そういうものを見たことのように、自分が経験したことのように、県として調査したことのように言って断定すること自体がおかしい。益税なんてどこに書いてあるの。ちょっと言うてみない。

今吉委員長 堤議員、もう時間もないので。山口税務課長、簡潔に。

山口税務課長 税法で規定されていることではありませんが、そもそも転嫁するとき、仕入れに係る税金は当然払っていますが、そのとき

に10%上乗せして相手に請求することは制度上は認められているので、そういう意味で、預り金的な性格があるという意味で言ったんですが。

堤委員外議員 だめだよ、そんなこと言ったら。税法上に基づかないで言うけん。間違っていることを指摘しているんだから、おかしい。

今吉委員長 もういいですね。（「しょうがない」と言う者あり）

木田委員外議員 免税点、消費税は1千万円というのがあると思いますが、今後それが来年からなくなることになるんですかね。以前、消費税導入前、物品税があったと思いますが、物品税も免税点がもともと設けられていたんじゃないかなと思います。それがいくらで設定されていたか分かれば教えていただきたい。

もう一つ、事前登録で来年3月までとありますが、周知広報してこの事前登録が県内の何%ぐらいとか、何人ぐらい登録されれば大方県民の理解が得られているんじゃないかといった目安をお持ちであれば、そこを教えていただきたい。

山口税務課長 免税点制度はなくならないです。

木田委員外議員 なくならない。

山口税務課長 はい。それは今の制度上決められているものなので、それはなくなりません。

あと、どのくらい周知できればというところに関して目安はありません。持っておりません。

それと、物品税の免税点に関しては把握ができていないので、また調べてから。（「後でもいいです」と言う者あり）

今吉委員長 ほかに委員外議員ではありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑もないので、これより本請願の取扱いについて協議します。

さきほど、原田委員から継続審査の意見も出ましたので、まず継続審査の可否についてお諮りします。

本請願は継続審査とすることに御異議ありませんか。（「継続でいいよ」「異議あり」と言う者あり）

鴛海委員 この内容については、先般の議案質疑でも総務部長が答弁していますし、さきほどいろいろな意見がありました。国でも3年間、6年間ですかね、そういう経過措置を設けている。これから制度の周知や事業者に対する説明等、支援対策等についても国も取り組んでいるし、また県でもこれから円滑な導入に向けて取り組みたいとの発言もあったと思います。それとあわせて、実施時期を延期しても根本的な解決にならないんじゃないかと思うんです。そういうことで、税収確保や不公平感の解消からもこの請願は採択すべきでない、私は思います。

今吉委員長 ほかに御意見はないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 今、鴛海委員から御異議がありましたので、本請願を継続審査とすることについて挙手により採決を行います。

本請願を継続審査とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 可否同数となったので、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は継続審査としないことと採決します。

それでは、本請願について不採択の意見があったので、挙手による採決を行います。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 賛成少数です。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定しました。

次に、請願21安倍晋三元首相の国葬を中止し、弔意の強制を行わないことを求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

藤川行政企画課長 委員会資料の18ページをお開きください。緑色の請願文書表では21になります。

本請願は安倍晋三元首相の国葬を行わないこと、いかなる場、いかなる形であれ国民に弔意を求めるなど、事実上の弔意強制を一切行わな

いことを求める意見書を、国会及び政府に提出することを求めるものです。

国葬の実施については、先般知事がコメントを出し、記者会見もしています。その際に申し上げていますが、今回の葬儀は元内閣総理大臣の葬儀であり、どのような形で元総理を追悼するかは国が考えることであることから、県として意見を述べる立場にありません。

また、弔意の強制についても知事がコメントしていますが、弔意を表すか表さないか、表すとしたらどういう形で表すかは、国民県民がそれぞれ自由に考えることではないかと考えています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑や意見はありませんか。

原田委員 意見となりますが、まずもって、参議院選挙の選挙中に安倍晋三元首相が凶弾に倒れて亡くなられたことについては、私も弔意の意を表したいと思います。

しかし、国葬については私はやはり反対です。そういう意味で、この請願には賛成の立場で発言します。

そもそも二つの点で私は反対していますし、世論調査を行うたびにどんどん反対の声が大きくなっていることを考えたときに、まずもって、この今回の国葬が法的に根拠がないものだと思います。

さらに、国葬を規定する法律もありませんし、国権の最高機関たる国会の審議もせずに、法的根拠が曖昧なまま、国の予算を使って実施することには、立憲主義の観点からも問題だと考えています。

また、岸田内閣は国葬を行う理由として、長年にわたる首相在任期間や歴史に残る業績をあげていますが、例えばアベノミクス、そして集団的自衛権の問題、さらにモリカケ問題、桜を見る会等の問題もあるし、安倍首相への評価が分かれていることが世論調査が二分していることだと考えて、私は国葬に反対します。

末宗委員 この請願の内容はどうでもいいけど、中身を読んでね、私は国葬に反対だけど、要は

うそつきを国葬にせんでいいんじゃない。県の職員でも、みんな部長を筆頭にして信用がないんよ、役所の人間がね。どうせうそをつくんだからと国民、県民から思われたんよ。そういうことで、僕はこの請願の内容とは違うけど、国葬には反対や。

鴛海委員 私はこの請願については反対です。

理由を申しますと、安倍総理は憲政史上最長の8年8か月という長きにわたって総理の重責を果たしてきました。また、東日本大震災からの復興など国内外から高い支持を得ました。そしてまた、諸外国の王族をはじめ、多数の参列者の希望がありますし、そういう希望される方に参列にふさわしい場を提供して、日本国として礼節をもってお応えすることがふさわしいと考えています。

そういうことで、国葬の中止を求める意見書の提出については反対と考えます。

吉竹副委員長 私は今、鴛海委員がおっしゃったように、安倍晋三元総理の国葬を中止し、弔意の強制を行わないことを求める意見書の提出については反対します。

本請願については、内閣設置法により国葬を実施することは法的根拠がないとの指摘ですが、行政上の事実行為として式典を行う場合、法律の根拠は必ずしも必要ありません。

これまでも東日本大震災の追悼式等の式典を行政の裁量で閣議決定によって実施してきました。総理経験者の葬儀は、吉田茂元総理の国葬儀の場合も、内閣・自民党合同葬を行う場合も行政の意思決定として閣議決定により実施してきたもので、今回の国葬儀もそれに倣って行われるようになります。

よって、国葬の中止を求める意見書の提出については反対と考えています。

今吉委員長 ほかに委員からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

守永委員外議員 今回のこの請願については、やはり賛成していただきたいなと思います。

国葬そのものの正当性といったものが今双方の立場からいろいろ議論されましたが、ただ、

国葬という形で国費を全部つぎ込むスタイル、これは内閣と政党との合同葬とはやはり性格が違ってくると思います。国費を全部つぎ込むことに対して、さらに、その国葬儀を桜の会をした企業が受注して行うこと自体、外国に対しては恥の上塗りをしている状況じゃないかと思うんですね。その辺を踏まえて、やはり中止を求めることは正しいんじゃないかと思っています。

堤委員外議員 執行部に聞きたいんだけど、知事と県議会議長が国葬に参加する場合、自費で行ってくれと請願に書いていますが、これは公費を出す予定なのか。26日、知事は行くと表明しているけれども、そこを確認させて。

上城知事室長 先般も会見で申したとおり、公費で出席をする、県として、知事として出席をするということです。

堤委員外議員 この問題は本当にそれぞれ言われたから、憲法上の14条、19条の規定の問題等いろいろあるわけね。

ありとあらゆる世論調査で反対が50%以上でしょう。そういう中で、強行しちゃいけないよというのが、本来の国民側の意思なんです。それに対して知事が行くことは、やっぱり県民の疑義が残るし、おかしいと思いますよ。

例えば、鳥取県なんかは、知事とか議長が行くのに、住民監査請求が弁護士会から出されているから、県としてもそういう可能性もあることは十分認識しておかなきゃいけないし、こういう問題で公費を使って行くべきではないと、意見として強く言っておきたいと思います。

今吉委員長 ほかに委員外議員でありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御意見、質疑もないので、これより本請願の採決を行います。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 可否同数なので、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は不採択と決定します。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。まず①について、説明をお願いします。

藤川行政企画課長 私から、内部統制評価報告書について報告します。資料の19ページをお開きください。

内部統制制度は、地方自治法に基づき令和2年度から始まったものですが、その実施状況については、知事が毎年度その自己評価を行うとともに報告書を作成し、監査委員の審査意見書を付して議会に提出することとなっています。

2の令和3年度の評価結果を御覧ください。令和3年度は3件の重大な不適切事案が発生しました。そのことから、内部統制は有効に運用できなかったと判断しています。

続いて20ページをお願いします。

こちらに、評価対象期間中に把握した重大な不適切事案についての記載をしています。

まず、資料右側の(1)河川の占用料の未徴収についてです。

大分土木事務所において、平成29年度から令和3年度までの間、合計1,364万7,840円の河川占用料の未徴収が生じたものです。今後は河川課が徴収事務全体の進捗状況が把握できるデータベースを作成し、各土木事務所と庁内ネットワーク上で共有することで、各土木事務所でのチェックの徹底に加え河川課でも補助的なチェックを行い、再発を防止していきます。

その下の(2)国への繰越確定額の報告誤りを御覧ください。

この事案は、こども未来課において市町村が実施する事業に係る国への報告を誤ったことにより、市町村に交付する補助金が263万3千円不足することとなったものです。今後は、事務処理の進捗を管理する資料や当該事務のマニュアルの整備を行うとともに、国への報告の際には市町村と内容を確認し合うことを徹底することで、再発を防止していきます。

続いて21ページを御覧ください。(3)事務手続の不備による不適切な補助金交付です。

豊肥振興局において、補助金交付の際に必要な

となる書類が不足しているにもかかわらず支払を行ってしまったものです。この案件については、後ほど市町村振興課から説明します。

では、資料少し戻って19ページをお願いします。

3の要因分析と今後の対応を御覧ください。

これらの重大な不適切事案の発生に共通する要因は、担当職員の業務に対する姿勢や規範意識に問題があったことに加え、特に班総括や副任、所属長による確認や指導が形骸化していたことであると考えています。今後、財務事務を適切に遂行していくには、再度所属としてのチェック体制の構築や各職員の役割の確認を行い、徹底することが重要です。そのため、それぞれの業務に係る研修でのルール徹底の意識付けに加え、内部統制制度の研修において班総括や副任、所属長による確認と指導の重要性を改めて周知するほか、各所属で運用するリスク一覧表について、財務処理を扱う職員だけでなく、実際の事業を執行する職員も活用するよう指導していくことなどにより、所属としてのチェック機能が正常に働くよう努めていきます。

最後に22ページをお願いします。

こちらが監査委員からの審査意見書です。ただいま説明した内部統制の自己評価について、監査委員に審査を求めたところ、意見書中段の第2章審査の結果に記載されているとおり、報告書の記載は相当である旨の意見をいただいています。

しかしながら、同意見書中の第3章審査意見で触れられていますが、マニュアル等のルールの遵守及びそれらの適正な運用に努められたいとか、班総括が班全体の業務を適切にマネジメントできるよう、研修などを通じてスキルアップを図られたいとの意見をいただいていることから、リスク一覧表の不断の見直しや職員研修の充実、強化などにより内部統制制度の改善を図り、引き続き適正な業務執行に努めます。

曾根田市町村振興課長 1ページ戻っていただき、21ページを御覧ください。

さきほどの報告書のうち、(3)事務手続の不備による不適切な補助金交付について説明し

ます。こちらが当課所管の豊肥振興局の事案であることから、若干補足して説明するものです。

まず概要を説明します。令和2年度新型コロナウイルス感染症対応緊急支援事業は、新型コロナウイルスで疲弊した地域経済や社会の元気を取り戻す取組を支援するものであり、補助率は10分の10で令和2年度に限り実施されたものです。

ここには記載していませんが、事業の内容を若干説明すると、補助事業者は新型コロナウイルスの影響により地域での交流が希薄となることから、地域が結束するための展望を話し合うトークイベント、DIY体験を実施するための会場整備等を行いました。

そのうち会場整備における整地作業において、請求書の写しが添付されていたため支払を行いました。が、工事施工前後の写真や図面は添付されておらず、この部分について書類の不備があったものです。

2段落目の原因に記載していますが、担当職員は事業者に対し、証拠書類としての写真等を提出するよう再三要求したものの事業者からは提出されず、支払期限が迫っていたことから、証拠書類が不十分なまま支払を行ったものです。

3段落目の再発防止策に記載していますが、まず補助事業の執行に必要な証拠書類についての認識を徹底するため、職員向けに必要な書類の確認表を作成しました。これを補助金手続に不慣れな人も多い補助事業者に対し、事業採択時に今後のスケジュールやその際に必要となる書類の一覧表を交付することとしました。また、新たに担当となった職員等を対象に、過去に問題となった具体的事案などのケーススタディによる研修を年度当初に実施するとともに、特に注意が必要な案件については、さきほど行政企画課長からも説明がありましたが、副任や班総括を含めた複数職員で対応するなど、適正な業務執行体制を整備していきたいと思っています。

今吉委員長 ただいまの報告について、委員から質疑などはありますか。

末宗委員 ここでよく出る豊肥振興局の補助金の関係でね、あれは議会運営委員会で住民監査

があったと報告があったときに、誰から出たのかと聞いたら、個人情報で教えられないと県の監査委員事務局が言ったんだけど、そしてもう少し後で、請求した人から何から新聞に出ていたんよ。議会のチェック機関としての機能が全く果たされんのだけど、ここら辺をどう考えているのか、ちょっとそこをまず一番に。

議員の活動を制限する形なのに、マスコミはどんどん報道しよるわけや。そういう個人情報の保護があり得るのかね。

曾根田市町村振興課長 その個人情報云々の話を私がつぶさに知っているわけではないですが、恐らく住民監査請求が豊後大野市の住民から出されて、恐らく監査事務局が個人情報を理由に断ったのではないかと経緯から見ると想像しますが、今回報道された件については、請求人からマスコミに情報が渡ったと聞いています。です。で、自ら個人情報をお知らせする分には恐らく問題はないと思いますが、一般的に住民監査請求等の請求があったときには、地方公務員です。その情報は一義的には個人情報として断ることはあり得るかと思えます。

末宗委員 これは個人情報と言うけど、今言ったのは、請求した人は逆に知らせてもらいたいわけやろう。それなのに県が隠して、議員は請求を見て大分県の佐伯で何がありよるとか、県全体が見えるわけや。僕なんか宇佐にいるから、豊後大野とかそんな所のは分からんからね。それを県が隠す必要はどこにあるのか。

自分たちの都合の悪いことは個人情報を使って、本当に知らしむべきことを知らせんで隠して、県は何の得があるのか。

曾根田市町村振興課長 一般的なお答えとなりますが、今回の住民監査請求は、一般に広く知らせたいとの意向があったのだと思います。

ただ、そうではない方もいらっしゃるんで、一律に教えてくれと言われて教えられるかという、なかなか個人情報保護法との関係があって難しいのかなと考えています。

末宗委員 聞いているのは、請求した人も知らせたいわけよ。そして、こっちは結局分からないで、マスコミに出てから知ったわけや。そし

たら、議員の活動はどげんするんか。あんたたちは、議会なんか全くない方がいいだろうけど、三権分立がある以上、しょうがないじゃろうが。県が議員の活動を阻害せんでもいいじゃねえか。いや、広瀬県政というのはそういう立場か。

今吉委員長 もういいですかね。対応でいろいろあったのでしょうけど、次からそういう誤解がないように、またぜひ検討してください。

末宗委員 いいことねえわ。

今吉委員長 今分からないと言うから。

末宗委員 分からんなら、監査委員事務局を連れてこい、そう言うなら。

今吉委員長 だから、取りあえず、今回はもう……

末宗委員 何も、監査委員事務局は総務企画委員会やろうが。

今吉委員長 無理だよな。

末宗委員 何が無理か、議題にあるのに。

曾根田市町村振興課長 委員が言われるように、議会の政務調査権は三権分立を構成する上でも重要な権限というか、権能だと思っているので、そこについては尊重する方向でやっていきたいと思えます。

ちょっと個別具体のお答えはしにくいところがありますが、基本的に大事なものと執行部も認識しているので、そういった認識で今後とも事務を進めていきたいと思えます。

末宗委員 いや、今、俺は個別の話をしよるわけよ。個別のことは分からんとか言うて、今この具体的に豊肥振興局か、個別の話をしよるのに、これが何やったかと言いよるのに、全体の訳が分からんことを答弁してつまらんじゃないか。答えきらんなら、監査委員事務局を連れてこい、今。

今吉委員長 じゃ、総務部長、この案件について、また確認したら報告してください。

末宗委員 報告とか、委員会で言いよるのに。

今吉委員長 今日ちょっと無理よね。

末宗委員 誰が無理と決めたんか。

今吉委員長 いや、監査委員事務局が来てないから。

末宗委員 なしか、今日は委員会やけん、監査

委員事務局が来ちよってもいいやないか。この案件が分かちよるのに。長谷尾を連れてこい、ちよっと。

事務局 申し訳ありません。今日は監査委員事務局には招集をかけていません。

末宗委員 なしか。

事務局 監査委員事務局には議案や報告する案件等がありませんでしたので。

末宗委員 ここにあるじゃない。

事務局 総務部の報告案件でして、この案件自体は監査委員事務局の報告ではないので、今回は呼んでいませんので。

末宗委員 手落ちか。手落ちならしょうがない。（「はい」と言う者あり）

今吉委員長 総務部長、また確認事項があるとすれば、確認しといてください。報告を後で。

小嶋委員 さきほどから話になっている豊肥振興局の件ですが、最終的に班総括や副任、所属長による確認と指導が形骸化していたとのことで、所属長という意味では、振興局長の決裁があつたのではないかなと思えますが、その辺はいかがですか。

曾根田市町村振興課長 おっしゃるとおり、補助金の採択、交付決定、それから支払等の額の確定については振興局長の決裁の下で行っています。

小嶋委員 振興局長の決裁があつたということは、振興局長がなぜ決裁したかは本人に聞いてみないといかんのですが、通常の監査がありますよね。その通常の監査ではこれは発覚しなかったということではいいんですか。

曾根田市町村振興課長 これは令和2年度の事業ですけれども、令和3年度のときに特に指摘はありませんでした。

事業を実施したことは、当時の豊肥振興局の職員が正にイベントに、現地に行って確認をしています。支払があつたことについては、事業者から請求された請求書があつたので、事業を実施して、これだけの経費がかかったという確認ができたので支払っていますが、正に内部統制の問題として、事業を確実に実施したことを押さえること、それから、今回のこの件について

は最終的に豊後大野市との補助金重複があつて返還手続になっており、さきほど末宗委員がおっしゃったように報道されました。そういったことを防ぐ観点で、事業があつたのを確実に押さえる観点で、写真とか図面とかは確実に取るべきだとして、今回再発防止策を取っています。

小嶋委員 内部統制でこういう問題が発覚というか、抽出できたのは、これはこれでよかったのかもしれませんが、行政が担う執行責任者という立場からすると、証拠書類、あるいは根拠書類の正確にそろっていないものを、なあなあ、まあまあで結果的に決裁をしてしまつて、後でどうにかなるだろうということだつたと思いますが、その辺は十分戒める必要があると思います。こういう問題が出ると、どこにもあるんじゃないかと疑われてしまうのが一番大きい影響だと思うので、内部統制を取り組んだことによる一つのメリットであつたのではないかと思う一方、行政のふしだらな行いは、しっかりと関係部門で指揮指導を強化していく必要があるのかなど、私改めて思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

今吉委員長 委員からほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次の②と③について説明をお願いします。

藤川行政企画課長 令和3年度の公社等外郭団体の経営状況等について説明します。資料の23ページをお開きください。

公社等外郭団体の個々の団体については、それぞれ所管する部局から各常任委員会にて報告するため、私からは総括的に説明します。

1の地方自治法に基づく経営状況を説明する書類の議会提出については、対象が地方3公社及び地方独立行政法人のほか、県が資本金等の4分の1以上を出資する団体とされており、今議会では23団体の書類を提出しています。

また、県では外郭団体の運営指導を徹底するため、2にあるとおり指導指針に基づき地方独立行政法人を除いた全ての出資団体及び県の人

的、財政的関与が大きい団体の経営状況等を公表することとしており、対象となる43団体の経営状況報告概要書及び経営状況等調書を作成し、議員の皆様にお配りしています。

令和3年度の経営状況については、右の3経営状況にあるとおり、赤字団体数が16団体で、前年度と比べて3団体ほど増えています。これは前年度に引き続いて、新型コロナウイルスの感染拡大が各団体の売上げ等に影響しているものと考えています。

24ページをお願いします。

4の県の人的関与の状況については、総会の開催後に変動することが多いため、7月1日現在の状況を整理しています。

(1) 県職員の派遣については、公益財団法人大分県自治人材育成センターで業務援助職員が1名減少しています。

次に、(2) 県職員の役員就任については、2団体で2名減少しています。

5の県の財政的関与の状況については、(1) 委託料の支出が、表の3の計欄に記載のとおり、総額69億2,105万4千円で、前年度に比べて9億1,235万2千円の増となっています。これは、大分県土地開発公社において国道197号での鶴崎拡幅改修工事に伴い、公共用地取得の受託事業が増加したこと等によるものです。

また、(2) 補助金・交付金・負担金の支出は、表の3の計欄に記載のとおり、総額22億8,394万1千円で前年度に比べて1億5,228万4千円の減となっています。

続いて25ページをお願いします。

指針の対象となる全43団体の県出資額、人的関与・財政的関与の状況、直近の決算状況について、参考までに一覧表を添付しています。

今後とも、公社等外郭団体の経営状況を的確に把握し、適切な運営指導を継続していきます。

井下人事課長 公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況について説明します。資料の26ページをお開きください。

本団体は県と市町村の職員研修を一元的に実施するために設立された団体で、平成26年度

から現在の施設において研修を行っています。

項目1にあるとおり、法人代表は臼杵市長で、県からは評議員に副知事、理事に総務部長、常務理事に総務部理事、監事に人事課長が就任しており、常務理事を含め県職員6名を派遣しています。

項目2の県出資金は300万円で、出資比率は50%です。研修一元化に伴い市町村側と同額を出資しています。

項目3の事業内容については、県と市町村職員の合同研修を多数実施するなど、県職員と市町村職員の連携にも力を入れています。また、令和3年度もコロナ禍の状況を踏まえ、映像配信やオンライン研修も取り入れながら実施しました。

項目4の決算状況についてですが、当財団の資産の大半は研修施設とその付属設備です。下線の当期正味財産増減額のマイナス2,852万4千円は、ほとんどが研修施設等の減価償却費計上によるものです。

本財団は研修の実施以外に自主事業はなく、県負担金と公益財団法人分県市町村振興協会補助金によって運営されており、県は、県職員研修実施に必要な財団運営費及び研修経費を負担しています。

項目5の問題点及び懸案事項についてです。財団発足以来、経営状況等は順調に推移しています。今後は研修一元化のメリットをいかし、オンラインやeラーニングなど、新たな研修方式の充実や県と市町村職員の連携や協力をさらに進め、効率的な財団運営を図っていく必要があると考えています。

項目6の対策及び処理状況における今後の対策についてですが、研修後に行うフォローアップ調査などにより研修効果の検証を行った上で、引き続き研修内容の改善を図っていきたく思います。あわせて県職員と市町村職員の合同研修の内容充実を図り、県と市町村職員の人的ネットワーク形成に努めます。

今吉委員長 ただいまの報告について、質疑などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、次の④と⑤について説明をお願いします。

藤川行政企画課長 令和3年度の大分県行財政改革推進計画の進捗状況について報告します。資料では27ページから30ページとなりますが、28ページまで進んでください。

概要の欄を御覧ください。資料中央にあるとおり、1の行政運営から4の財政資源と職員人材の活用までの四つの柱に沿って、48項目のKPIを設定し、行財政改革に関する取組を着実に実施しています。このうち令和3年度末時点で目標達成済みの項目は11項目であり、残りの37項目については計画最終年度の令和6年度までの達成を目指し、取組を進めています。

29ページをお願いします。

本計画に沿った具体的な取組について、いくつか紹介します。一つ目の行政運営では、行政手続の電子化とキャッシュレスの推進に取り組んでいます。(1)電子化の拡大ですが、令和3年度は3,487手続について、令和6年度までの工程表を作成するとともに、令和3年度までに食品営業許可申請などの454手続の電子化を実施しました。また、公金収納のキャッシュレス対応についても令和3年度に東部保健所など6か所で試行運用を開始し、令和6年度までに県の全ての収納窓口においてキャッシュレス対応を目指しています。

次に、二つ目の社会保障では、県民総ぐるみの健康づくり運動に取り組んでいます。(1)職場ぐるみの健康づくりでは、従業員の健康づくりを実施する健康経営事業所の登録と認定に取り組み、令和3年度までに2,082事業所が登録、708事業所が認定を受けています。また、(2)高齢者の健康づくりでは、令和2年度の通いの場全体の参加率はコロナ禍で減少しましたが、順位は令和元年度に続き全国一となり、8年連続全国第1位となりました。こうした取組を背景に、令和元年の健康寿命は男性1位、女性4位と大きく躍進しました。今年度から新たに、市町村や企業とともに健康寿命延

伸アクション部会を設置し、優れた取組の横展開を図るなど、今後は男女ともに健康寿命日本一を目指していきます。

次に、三つ目の社会資本・公共施設については、指定管理施設の将来ビジョンの策定を行っています。変化する県民ニーズや利用状況、克服すべき課題等を踏まえ、施設の在り方を検証した上で、今後10年を見据えた将来ビジョンを施設ごとに策定し、県民満足度の高い効率的で効果的な管理運営につなげていきます。

現在、指定管理施設は26施設ありますが、昨年度までに10施設で既に将来ビジョンは策定済みであり、今年度は大分スポーツ公園など残り16施設の策定を予定しています。

最後に令和3年度決算の状況についてです。30ページをお願いします。

左にある財政調整用基金残高の推移を御覧ください。令和3年度末の基金残高については、新型コロナウイルス感染拡大防止や社会経済再活性化等に取り組んだ結果、目標額を10億円下回る320億円となっています。今後も引き続き節約等に努め、目標である330億円の達成に向けて取り組んでいきます。

次に、右半分を御覧ください。令和3年度末の臨時財政対策債を除く県債残高については、地方交付税措置の無い県債の発行抑制等により6,188億円となり、目標の6,500億円以下を堅持しています。引き続き適正管理に努めていきます。

曽根田市町村振興課長 続いて31ページをお開きください。

令和3年度の過疎地域持続的発展県計画の進捗状況について報告しますが、まず、報告の前提となる大分県過疎地域持続的発展計画について説明します。

1計画の概要に記載のとおり、昨年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、県内過疎市町村の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図るため、県が協力して講じようとする措置をまとめた計画です。

計画期間は令和3年度からの5年間、計画の

達成状況の評価は長期総合計画である安心・活力・発展プラン2015等の進行管理とPDCAサイクルに基づく効果検証を行い、毎年度、常任委員会で報告することとしています。

その下の破線で囲んだ県・市町村計画の位置付けを御覧ください。この計画は、県が策定した過疎地域持続的発展方針に基づくもので、長期総合計画等と整合性をとった内容となっています。

そこに記載しているとおり、それぞれの過疎市町村も県の方針に基づき市町村計画を策定しています。なお、過疎対策事業債を活用した事業を実施するためには、市町村が市町村計画へ記載することが必須となっています。

次に、右の2主な実施施策・指標を御覧ください。実施施策は御覧のとおり、移住定住、地域間交流の促進や人材育成、産業の振興、子育て環境の確保等、幅広い分野にわたります。

大分県人口ビジョンに基づき、人口についての目標を定めるほか、12の施策目標を設定しています。

次のページが、この目標設定についての状況です。13の指標の進捗状況のうち、主なものを説明します。

まず県の人口ですが、右から2列目の令和3年度目標値111万8,536人に対し、実績値は111万3,749人でした。

次に、指標1の移住促進策による移住者数については、令和3年度目標値2,100人に対し、実績値は1,821人ととどまりました。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、移住セミナー等における参加人数制限などで十分な情報発信を行う事ができなかったこともあり目標達成ができませんでした。一方、コロナ禍による地方移住への関心が高まる中、移住者の仕事の確保支援——IT人材等ですが、これに取り組み非常に好評でした。こういったことで、移住支援策による移住者数は目標は達成しませんでした。過去最高の数値となっています。

今後とも、安心・活力・発展プラン等に基づく取組の推進と進捗管理により、県下過疎地域

の発展を図っていきたいと考えています。

今吉委員長 ただいまの報告について、質疑などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありますか。

原田委員 今日の新聞にも載っていた事件のことですけど、事件が1月に起こって、5月に書類送検し、7月に略式命令を出して罰金を納付したと。この問題に対して、新聞記事では、県が合同新聞の報道した後も、調査中であることを理由に詳しい説明に応じずと。何かどんどん説明が後に後になっていると言うか、不祥事があったときには、きちんとすぐさま記者会見することが今回できていない気がするんですけど、これについての説明はありますか。

若林総務部長 委員の御指摘は、過去の取扱いを含めてということかと思えます。我々としては、過去からこれまで、当然のことながら不祥事案に対する説明責任を考えており、例えば、警察から逮捕され、それが公表になっているような事案については、その段階で把握している事実関係について、会見等の場で説明することでした。

今回の事案については、報道は出ていますが、事案そのものはこれまで逮捕等、公表されるようなものではありませんで、そういった意味で、我々としても事実関係については、本人含め、そこはきちんと調べる必要があります。

冒頭にも申しましたが、その上で仮に処分という運びになったら、それはこれまでの公表基準に照らして、しかるべき対応を取りたいと思います。（「分かりました」と言う者あり）

今吉委員長 それでは、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、ここで休憩を取ります。午後3時5分に再開します。

午後3時00分休憩

午後3時05分再開

今吉委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。これより、企画振興部関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として木田議員、守永議員、堤議員に出席いただいています。

審査に入る前に、7月11日付けで人事異動のあった2名の課長から、自己紹介をお願いします。

柴北おおいた創生推進課長 おおいた創生推進課、移住・定住班参事（総括）から課長となった柴北友美です。出身は大分市です。よろしくをお願いします。

比護交通政策課長 総務部行政企画課長から交通政策課長に異動となった比護哲史です。出身は東京都です。よろしくをお願いします。

今吉委員長 それではまず、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、企画振興部関係部分について執行部の説明を求めます。

大塚企画振興部長 まず、台風第14号の被害状況について報告します。企画振興部所管の県有施設については、幸いなことに大きな被害はありませんでした。

なお、JRについては安全確認作業が続いて、一部鉄道路線で運転が見合せとなっています。具体的には日豊本線の佐伯駅から宮崎に向けた延岡駅間、久大本線の日田駅と由布院駅間、豊肥本線の三重町駅から熊本の宮地駅間で、県としても一日も早く運転再開できるよう、JR九州にお願いしています。

続いて、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、企画振興部関係について説明します。総務企画委員会資料の2ページをお開きください。

左から3列目、補正額（B）の一番下、合計欄にあるとおり、今回8億2,743万4千円の増額をお願いするものです。

その左隣の既決予算額（A）の一番下101億9,903万4千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額は110億2,646万8

千円となります。

今回の補正予算案は二つです。一つは、建築資材等の価格高騰に対応し、ホーバークラフト発着地における建築工事、港湾工事に係る経費を増額するものです。二つは、決算剰余金の一部を芸術文化基金に積み立てるものです。

各事業の詳細については、担当課長から説明します。

足立芸術文化スポーツ振興課長 それでは資料3ページをお開きください。

令和4年度大分県一般会計9月補正予算の企画振興部関係について説明します。

第2項企画費のうち2企画調査費の芸術文化スポーツ振興課分、芸術文化創造発信事業費6千万円です。これは、芸術文化ゾーンにおける魅力ある事業展開や芸術文化施策の安定的な財源確保に向け、決算剰余金の一部を芸術文化基金に積み立てるものです。

比護交通政策課長 続いて資料4ページをお開きください。

大分空港海上アクセス整備事業費7億6,743万4千円について説明します。コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻による物流や資源供給の混乱と円安の進行により、原油をはじめとする原材料価格が高騰し、建設資材の価格が上昇しています。ホーバークラフトの発着地整備においても、鉄筋や鉄骨の価格が昨年より2割以上、コンクリートやアスファルトの価格が1割以上上昇し、さらに最低賃金引き上げの影響等により労務単価も上昇している状況です。

こうした建築資材等の価格高騰に対応し、ホーバークラフト発着地における建築工事と港湾工事の円滑な施工を確保するための予算として7億6,743万4千円と、あわせて債務負担行為4億3,974万1千円の増額をお願いするものです。

なお、イギリスで建造中のホーバークラフトについては円建ての契約となっているので、円安の影響はありません。資材の調達を含めて、スケジュールどおり作業が進められています。

そして本定例会では、当該海上アクセス整備事業の関連議案として、大分港西大分地区にお

いて整備を進めている旅客ターミナル上屋と艇庫の新築に係る工事請負契約の締結議案を土木建築部港湾課から提出しています。第81号議案工事請負契約の締結についてが該当します。

続いて資料5ページをお開きください。

大分市側のターミナルについては、8月10日に開札し、落札者が佐伯・柴田特定建設工事共同企業体に決定しました。今回の工事では、旅客ターミナル上屋にチケット売場や待合スペースのほか、飲食物販スペースや屋上には展望所を設けるなど、ホーバークラフトの利用者だけでなく、地域住民や観光客も楽しめる空間として整備する予定です。

また、艇庫にはホーバークラフト3隻を格納できるスペースを確保し、メンテナンスを行うための機械設備を設ける予定です。

続いて資料6ページをお開きください。

県民の皆さんをはじめ、国内外からの来訪者にも親しみや愛着を持っていただけるよう、9月16日までを募集期限としてホーバークラフトの船体デザイン——ラッピングデザインですが、こちらの募集を行いました。今後、象徴性や訴求力などを審査基準として、デザインや観光、広報などの専門的知見をもった計6名で構成する審査委員会にて審査いただき、10月上旬にデザインを決定する予定です。

なお、船体デザイン決定後は年内にホーバークラフトの船名を決定する予定です。令和5年度中の運航開始に向けて、今後も着実に取組を進めます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑はありませんか。

原田委員 一つだけ聞かせてください。

イメージ図を見てちょっと思いましたが、ホーバークラフトの旅客ターミナルですが、これは雨の日、乗るときに濡れませんか。

比護交通政策課長 御指摘のとおり、ホーバークラフトの図がありますが、乗る際にターミナルのところから艇庫に移動いただいて乗ることになっています。そのため、雨の場合については確かに濡れる部分があるので、できる限りど

ういった形で配慮できるかを引き続き考えていきます。

末宗委員 このホーバークラフトが出てくるとまた言わないといけんからね。これは理由はあるけど、入札もしないでこんなことが分かるのかな。

比護交通政策課長 御指摘のとおり、今回の上屋の建設に際しては、直接は土木建築部で入札を行っていますが、業者から資材価格高騰の影響が非常に大きいとの話を受けていたと聞いています。契約締結後にその資材の上昇した分については工事代金に反映させていく措置がありますが、今回、この工事の見積りをしてから実際に入札を行う半年間の資材高騰については吸収できる部分がないので、今回、イレギュラーな形での相当な影響があるということだったので、一回入札を取りやめた上で、改めて入札をして、今回、仮契約まで至っています。

末宗委員 おたくは一つの品物を、例えば1億円の物があつたら、みんな1億円かかるという設計するのかな。1億円の物を努力して、例えば7千万円で入札する者もいる。1億3千万円で入札する者もいる。入札もせずに、それがどうして分かるかなと思う。こんなもの分かるのは誰もおらんのかな。入札もせずにこんな理由がどうして成り立つんか。一生懸命努力して安くしようと思う者の意見は無視か。立派なもん建てようちゅう者の意思は。ただ税金を使って、吊り上げるだけが目的か。

比護交通政策課長 委員の御指摘も確かに分かるところでして、工事に関して言うと、どういったスタンスで業者側が望むかは、個々の業者によって違うと思っています。

ただ、さはさりながら、今回こうした工事を行うにあたって、彼らも日頃からいろんな声を聞いているので、土木建築部がそうした中で、やはりこれは難しいという声を聞いた中で判断したと伺っています。

その上で今回の入札ですが、予定価格に対して満額というわけではなくて、彼らの努力の部分、少し圧縮できた部分もあるとは聞いています。そうした結果も含めて、しっかり業者の声

を聞きながら引き続き臨んでいきたいと思っています。土木建築部ともしっかり意思疎通しながら、皆様の税金が無駄にならないようにしていきたいと思っています。

末宗委員 入札業者の声を聞くちゅうのはどげな意味か。役所が責任を持って入札の公告したんじゃないろうが。そして、入札結果も出らんで吊り上げたんだけど、普通当たり前なのは、入札を公告したら入札をしてしまうんよ。そして、取り手がなかったら業者を広げるとかして、それでも入札、落札者が出らんなら、ほんなやっぱり設計が間違ってるんじゃないかという声が出てくるわけよ。2段階も3段階も抜いて、ただ吊り上げるだけ。税金を使って、ただ吊り上げるだけがあんたたちの知恵か。

比護交通政策課長 御指摘のところは、私もそういった御意見をいただくことに関しては理解しています。

他方で、さきほど申し上げたような、今回の資材高騰というのは正にイレギュラー、普通であれば、そうした……

末宗委員 いや、だから入札してしまえばいいやねえか。イレギュラーも何もねえ。業者は一生懸命努力して安くしようと思ってしよんのじゃから。理屈も何もねえで吊り上げるだけじゃつまらんよ。

今吉委員長 工事金額自体は、一遍入札しているんでしょ。

末宗委員 一回出したのをやめたんじゃないろう。

比護交通政策課長 当初、半年前に見積もった価格を基に入札しようと思っていましたが、いろいろこの額では難しいとの声を聞いた中で、入札はせずに、もう一回見積り等をやり直して、その上で今回仮契約に至り、本会議に議案として提出しているところです。

このホーバークラフト自体は、令和5年度中に何とか就航までつなげていくと、そういうスケジュールのもとに必死で取り組んでいるものであり、そうしたところも勘案しながら判断したと情報をもらっています。

末宗委員 最後に一言だけ言うておく。

僕の予想じゃ、最初のままの入札で八十数%

落札の可能性があるよ。大体そういうこっちゃ。
戸高委員 ちょっとすみません。確認ですが、今回、価格の高騰等の対応ということと、これは天井の木質化と書いていますが、設計変更をしたということはないですか。

比護交通政策課長 今回の補正予算に関しては、さきほど申したとおり、資材の高騰のためをお願いしています。木質化については、大分県木材協同組合連合会から寄附金をいただいております。これを活用してホーバークラフト旅客ターミナルの木質化を図るというところで、ターミナル側の柱約35本について木質化を図りました。なので、こちらについては寄附金を活用しているので、これのために補正予算を組んだということではありません。ただ事業としては、この寄附金を活用して、より大分県の誇る木材に関心いただけるようにと、微細な設計変更と言うか、使う材質の変更にはなっていません。

戸高委員 よく分かりました。

それと、さきほど末宗委員からもお話があったんですが、ちょっと気を付けなきゃいかんのが、やはりこういう事業は目標年次が決まっています、それによっていろんな環境の変化があるたびに、事業をどうしてもそこに間に合わせようとするがために、通常本当にやらなければならない、チェックしなければいけない事項とかを見落とすケースも多々出てくる可能性もあるので、さきほど総務部で内部統制等の話がありましたが、よく気を付けて進めていただきたいと要望としてお願いします。

今吉委員長 ほかに委員の方からありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑もないので、これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した総務部関係を含め一括して採決します。

本案のうち、本委員会関係部分について原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。まず、①の大分県長期総合計画の実施状況について説明をお願いします。

石井政策企画課長 大分県長期総合計画の実施状況について説明します。資料7ページを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、安心・活力・発展プラン2015の実施状況について、別冊で説明しています。また、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても、別紙としてSide Books（サイドブックス）の総務企画委員会フォルダに格納しています。これについては、また後ほど御覧ください。

それでは8ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように、49施策で全体の83.1%となっています。また、やや遅れているC評価は10施策で16.9%となっています。

9ページをお願いします。

目標指標の進捗状況ですが、これはプラン2015の各施策に設定された99の目標指標の達成状況を記載したものです。

表の1行目にあるように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。99指標のうち、3年度の達成率が100%以上の達成及び90%以上の概ね達成であったものは、表の上から3行目にある71指標で全体の71.7%となっています。

一方、90%未満の達成不十分及び80%未

満の著しく不十分であったものは28指標です。概ね達成以上について見ると前年度に比べ1.3ポイントのプラスと若干改善していますが、令和元年度は85.5%でしたので、2年連続して厳しい状況が続いています。これは、参加者や利用者数を指標として設定していることもあり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、達成度が伸び悩んでいることによるものです。

続いて10ページには、令和3年度に実施した事業の評価結果を記載しました。主要な施策の成果——事務事業評価ですが、それを載せています。また、別冊の376ページ以降に、参考資料として政策・施策ごとの達成度を、そして最終年度となる令和6年度の目標値に対する達成度をレーダーチャート方式で示しているので、これも後ほど御覧いただきたいと思えます。

続いて11ページを御覧ください。

総合評価の施策別一覧表ですが、11ページに安心、12ページに活力、13ページに発展ということで分野別に掲載しています。

この中で、企画振興部で所管する10の施策について目標指標を定めています。令和3年度の達成状況については、達成と概ね達成が5指標、達成不十分と著しく不十分が5指標となっています。このうち目標を達成している指標、そして未達成の指標について、主なものを説明します。

初めに、目標を達成している指標についてです。14ページをお開きください。

施策名は地域の元気の創造です。目標指標となる空き家の利活用が、目標の355件に対し実績は473件、達成率は133.2%となっています。

これは、大分市、豊後大野市、宇佐市の県内3か所に設置したワンストップ窓口でのきめ細かな相談対応や移住者居住支援補助金と空き家バンクとの相乗効果により、空き家の利活用が進んだことによるものです。今年度は、さらに空き家の利活用を促進するため、各種補助制度を充実するとともに、空き家のマッチングチームによる移住支援を行っています。

続いて15ページを御覧ください。

施策名は「知の拠点」としての大学等との連携です。目標指標となる県と県内大学等の連携事業数が、目標の175件に対し実績は184件、達成率は105.1%となっています。

これは、令和3年度に設置した産学官の連携組織である地域連携プラットフォームを通じて、知の拠点である大学等の研究開発・シンクタンク機能と民間活力をいかした、地域課題の解決や人材育成等を幅広く推進したことによるものです。今年度は、さらに大学等との連携を推進するため、市町村の課題解決に向けた取組を進めています。

続いて未達成の指標について説明します。16ページをお願いします。

施策名は移住・定住のための環境整備とU I Jターンの促進です。目標指標となる移住促進策による移住者数が、目標の2,100人に対し実績は1,821人、達成率は86.7%となっています。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、移住セミナーや相談会などのイベントにおける参加人数制限などの制約があり、十分な情報発信を行う事ができなかったため、目標値の達成には至っていません。

一方、コロナ禍による地方移住の関心、そして地方回帰意識の高まりと相まって、移住希望者の仕事の確保を支援するITスキルアップ支援が好評を博すなど、移住者数は過去最高となっています。今年度はIT分野に加え、人材が不足している保育士、介護職、看護職への県外からの就職による移住を促進するため、情報発信や就職支援等を行うアドバイザーを配置するとともに、資格取得に向けた支援を行っています。都市部の若者を中心に地方移住への関心が高まっている今こそが移住者確保の好機と捉え移住、転職の両面から手厚くサポートしていきます。

続いて17ページをお開きください。

施策名はスポーツによる地域の元気づくりです。目標指標は合宿等受入人数で、目標の7万2千人に対し実績は2万8,003人、達成率は38.9%となっています。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた合宿が中止になったことなどから目標の達成には至っていません。

一方で、コロナ禍にありながらもラグビー日本代表チームの合宿誘致など、合宿受入の増加につながる取組を行っています。社会経済活動は次第に動き始めているので、引き続き、県内のスポーツ施設及び宿泊施設のPRを行うことで、スポーツ合宿等の受入増を図ります。

続いて18ページをお願いします。

施策名は九州の東の玄関口としての拠点化です。目標指標となるフェリー・航空輸送人員が目標の380万人に対し実績は185万1千人、達成率は48.7%となっています。

これについても、新型コロナウイルス感染拡大防止のための移動制限等により、フェリーや国内航空路線ともに利用者数が伸び悩んだこと、また、国際線は国の水際対策もあり、就航ができなかったことから目標の達成には至っていません。

今年度は引き続き、新型コロナウイルスの感染状況等を注視しながら利用者回復の兆候を的確に捉えて、国際・国内航空路線の運行再開と充実に取り組むとともに、フェリーや航空機の利用の際に、船内やターミナルのレストラン、売店等で自由に使えるクーポンなど、魅力的な企画商品の造成支援等にも取り組んで、輸送人員増を図ります。

以上が企画振興部の達成状況の説明です。引き続き、令和6年度のプランの目標達成に向けて着実に取り組んでいきます。

今吉委員長 ただいまの報告について、委員から質疑などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、次の報告に移ります。

②から⑨の公社等外郭団体の経営状況等について、一括して説明をお願いします。

石井政策企画課長 資料の19ページを御覧ください。

報第14号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について説明します。

まず、3事業内容の欄を御覧ください。教育の面では、新型コロナ対策としてオンライン授業を定着化するとともに、実技が伴う芸術系の授業では感染防止を徹底しつつ対面授業を行っています。就職率、進学率はきめ細かな進路支援により、共に目標の90%を上回り、高い水準を維持しています。

また、全学科横断型の学修カリキュラム、アートマネジメントプログラムでは修了生36人を輩出しています。このアートマネジメントプログラムは、地域で芸術プログラムを展開できる人材、例えば音楽ホールや文化施設等の専門スタッフなどの養成を念頭に、芸術や音楽の分野の企画や管理運営等のノウハウやスキルの修得を目指すものです。

社会貢献の項目では、大分県芸術文化スポーツ振興財団と連携した行事を開催したほか、学生が県内各地をフィールドに文化活動や地域づくりに参加しました。このほか、サンリオや日田の家具メーカーとの連携など、県内各地域で学習内容を地域でいかす活動を行っています。また、業務運営では教員の定年退職等に伴い4名の優秀な人材を採用しています。

次に、令和3年度の決算状況です。経常収益は9億6,883万4千円で、経常費用は9億9,836万円となり、経常損失は2,952万6千円となっていますが、これは教員の退職手当の増などによるものです。このため積立金から3,739万6千円を取り崩し、当期総利益は787万円となっています。

今後の対策として、引き続き大学の魅力発信を積極的に行うほか、入学生確保策を充実させ、感染症対策の徹底や財務運営の見直しを図っていきます。

続いて20ページを御覧ください。

報第15号公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の令和3事業年度の業務実績及び中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績に関する評価結果について説明します。

1にあるとおり、地方独立行政法人法第78条の2に基づき、地方独立行政法人評価委員会が公立大学法人の業務実績を評価し、その結果を設立団体の長——知事ですが、議会に報告することとされています。

資料には、評価委員会が行った全体評価の結果と主な評価理由を記載しています。令和3年度の評価結果については、全体として年度計画を順調に実施しているとされ、大項目評価とともに前年度と同じ評価をいただいています。評価理由として、全学科横断型のアートマネジメントプログラムの着実な実施や目標を大きく上回る就職率、進学率、地域貢献の取組、全学科をあげたコロナ対応などがあげられています。

続いて21ページを御覧ください。

芸術文化短期大学では、平成30年度から令和5年度までの6年間の中期目標を定め、教育の質の向上などに取り組んでいますが、地方独立行政法人法では、中期目標の達成見込みについて、中期目標期間の終了前年度である5年目に評価を受けることとされています。

評価結果については、全体として中期計画の達成見込みが良好であるとされ、令和3事業年度と同様の評価をいただいています。

足立芸術文化スポーツ振興課長 22ページをお開きください。

報第16号公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出について説明します。

まず、2の県出資金ですが5億8,494万4千円で、出資比率100%となっています。

次に、3の事業内容についてはiichiko総合文化センター及び大分県立美術館の両施設を拠点として、県民の幅広いニーズを踏まえながら、様々な芸術文化事業の実施などを行っています。

次に、4の3年度決算状況ですが左側の下から4番目、当期一般正味財産増減額は12万2千円の赤字となっています。令和3年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により施設や駐車場の利用料金収入などが大きく減少したため、その収入減による指定管理

委託料の不足分を県が負担しました。結果的に赤字となりましたが、施設の安定的な管理運営を維持したと考えています。

その一つ下、当期指定正味財産増減額は2,167万円の赤字となっています。これは、自主事業を実施するため基金を取り崩したことによるものです。その結果、一番下の当期正味財産増減額は2,179万2千円の赤字となっています。

次に、5の問題点及び懸案事項では、県立総合文化センターと県立美術館において、一つ目の多様な芸術文化事業の展開と健全な財政運営の両立、二つ目の本県の芸術文化の創造と発信、さらには、三つ目の様々な団体等との連携が求められています。

これらに対する、6の対策及び処理状況は、県民に本物の芸術文化に触れる機会を提供するため、基金を積極的に活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中であっても、両施設において様々な事業を展開しています。

比護交通政策課長 続いて資料の23ページをお開きください。

報第17号大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について説明します。

4の3年度決算状況ですが、当期純利益は1,100万円で黒字となりました。昨年度とほぼ同水準です。

5の問題点及び懸案事項については、平成29年の台風で被災した財産の処分工事の完了に伴い、令和3年度は財産の除却処理を行いました。今後も3か月に1度開催される定例取締役会で報告を受けながら、適切に指導監督を行っていきます。

続いて資料の24ページをお開きください。

報第18号大分航空ターミナル株式会社の経営状況を説明する書類の提出について説明します。

4の3年度決算状況ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き厳しい状況でしたが、前年度より乗降客数が約34万人増加したことから、売上高のうち物販飲食売上は増加しています。一方で、前年度に引き続き航空

会社の賃料等の減額やテナント賃料の減免、国内線の減便、国際線の運休等が実施されたこともあり、最終的な売上高は約18億8,200万円にとどまっています。

その結果、営業利益は約2,500万円の赤字となりましたが、雇用調整助成金制度の活用やコスト削減に努めたことにより、当期純利益は約3,900万円の黒字を確保することができました。

5の問題点及び懸案事項については、新型コロナウイルスの影響により令和3年度の乗降客数は約89万7千人となっており、前期比では160%となっていますが、コロナ前の前々期比では50.2%にとどまるなど、依然として厳しい状況が続いています。

6の対策及び処理状況については、中期経営計画に掲げる、お客様満足度の高い空港づくりや安全安心な空港づくりといった重点課題に加え、新たにDXの推進、脱炭素の取組の推進、そして宇宙港、大分の空の玄関口として地域振興への貢献についても取り組むこととしています。

また、令和4年度は国内線乗降客数をコロナ前の70%と予測しています。収益の最大化とコストの最小化に向けた取組を一層推し進め、営業利益の黒字化を目指します。

足立芸術文化スポーツ振興課長 株式会社大分フットボールクラブの経営状況等について報告します。

まず初めに、議員の皆様におかれては、大分トリニータを支援する議員連盟を組織していただくとともに、シーズンパスの購入や後援会への入会などについても大変御支援をいただいております。心からお礼申し上げます。

今のトリニータの成績ですが、本日現在でリーグ第6位となっています。目標であるJ1復帰に向けてチーム一丸となって戦っていますので、引き続き御支援のほどよろしくお願ひします。

それでは資料の25ページをお願いします。

まず、2の県出資金ですが1千万円で、出資比率は5.2%となっています。

次に、4の令和3年度決算状況ですが、左の損益計算書の一番下にあるとおり575万円の当期純損失を計上して、2期連続の赤字となりました。主な原因は、新型コロナウイルスの影響によるスポンサーやチケット収入の減少によるものです。

6の対策及び処理状況ですが、平成21年度の経営危機以降、新たなスポンサーの獲得などによる収入の確保に取り組むとともに、あらゆる経費の削減など、徹底した合理化に努めています。さらに、厳しい経営環境の中で経営基盤の強化を図るため1億8,800万円の増資を行いました。加えてクラウドファンディングによる資金調達にも取り組んでいます。7月から8月にかけて実施した、第4弾となるクラウドファンディングについては、目標の1億円を大きく上回る1億2,700万円の支援をいただくことができました。

引き続き、クラブの経営安定化に向けた取組に県としても注視していきます。

比護交通政策課長 続いて26ページを御覧ください。株式会社別府交通センターについて説明します。

2の出資金ですが、総額は1億8千万円で、そのうち21.7%にあたる3,900万円を県が出資しています。

3の事業内容については、県民をはじめ観光客の利便性や安全性の向上などを図るため、主に別府国際観光港前のバスターミナルの運営、管理業務や、土産品等の販売、食堂の経営などの事業を実施しています。

4の3年度決算状況ですが、当期純利益は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で2,234万5千円の赤字となりました。

5の問題点及び懸案事項については、新型コロナウイルス感染症の影響による来客者数の減少です。新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、今後の観光需要の状況を見極め、誘客促進や販売商品の充実など営業の強化に取り組む、売上額の回復を図ります。

続いて資料27ページをお開きください。

一般財団法人大分県自動車会議所の経営状況等について報告します。

2の出資金ですが総額は245万円、そのうち50万円を県が出資しています。

3の事業内容については、交通会館の経営及び維持を主に行っており、そのほか交通安全事業の促進及び協力や自動車に関する調査研究及び普及宣伝、事業者間の連絡協調、意見の公表及び関係諸官庁への要請活動などを行っています。

4の3年度決算状況ですが、当期純利益は642万7千円の黒字となっています。

5の問題点及び懸案事項については特にありませんが、会館建築から44年が経過したため、今後も引き続き会館の維持及び適正な運営を行うこととしています。

今吉委員長 ただいまの報告について質疑などはありますか。

原田委員 二つ教えてください。

まず一つは23ページの大分高速鉄道保有株式会社の分で、令和10年度にJRが買い上げると書いていますけど、この意図をちょっと教えてください。

もう一つは26ページの別府交通センターの件ですが、別府港再編計画が出たときに、これは建て直すのかなという話がありましたが、その辺も御存じでしたら教えてください。

比護交通政策課長 まず、大分高速鉄道保有株式会社のことですが、こちらは御指摘のとおり令和10年度にJR九州が施設を買い上げた上で、出資金を県とJR九州に返還し、清算することになっています。これはJR側ですぐに清算できればいいですが、今現在計画的に使用料を払っているところで、全体のキャッシュフローの中でこういう計画になっています。

続いて26ページの別府交通センターの件ですが、こちらも御指摘のとおり別府港再編計画に伴い、取り壊しと言いますか、建て替えと言いますか、そういった形で動くことになっています。

ただ、別府港再編計画自体は、現在国の動きと連動することになっていて、今のところ工事

中という状態まで至っていませんので、土木建築部とも協調しながら国に対して必要性を訴えています。そちらが動く中で、交通センターについても、その建て替え等の具体化がなされていくと考えています。（「分かりました」と言う者あり）

今吉委員長 ほかに委員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、次に⑩から⑫について説明をお願いします。

比護交通政策課長 大分空港・宇宙港将来ビジョン（素案）に対する県民意見募集の結果について説明します。資料は28ページです。

本ビジョンの素案については、本年第2回定例会において説明しましたが、その後、この素案に対する意見を広く求めるため、7月12日から8月11日にかけて県民意見募集を行い、20名から延べ50件の貴重な御意見をいただきました。いただいた御意見のうち、主な意見を記載しています。

航空ネットワークの拡充では、国内線は3大都市圏からのインバウンド需要の取込みを狙い、路線の拡充を図るべきという意見をいただきました。また国際線は、韓国路線の再開に加えて台湾をはじめとする東アジアやシンガポールなど東南アジアとの路線の誘致も図っていくべきといった意見をいただきました。

アジアと宇宙をつなぐ宇宙港の実現では、宇宙港を核とした観光振興や宇宙産業の展開に向けたタイムリーな情報発信や、産学官が連携して産業集積の取組を推進するための体制の構築が必要であるとの意見をいただいています。

空港アクセスの充実では、西大分のホーバークラフト発着地からの二次交通の整備が必要であるとの意見をいただいています。

空港機能の拡充及び魅力向上では、宇宙港をコンセプトに空港ターミナルビル施設の魅力向上を図ることに加え、空港周辺にも魅力的な施設ができることを望む意見をいただきました。

最後に、目指すべき将来像の実現に向けた戦

略的な空港運営では、コンセッション方式の導入により、民間が持つネットワークの活用や着陸料などの柔軟な料金設定によって戦略的なエアポートセールスが可能となるなどの意見をいただきました。

参考として、次の29ページにビジョン素案の概要を掲載していますが、今後はいただいた御意見も踏まえた上で、早々に成案に仕上げたいと考えています。

続いて資料の30ページをお開きください。

大分空港を起点としたMa a S実証実験について報告します。

本県でのMa a Sの導入については、これまでの検討部会で、大分空港を起点としたシームレスな移動の実現、観光や商業との連携、インバウンド対策、今後につながる分析の4点を実証実験の方針と定め、本年7月に提案競技を実施しました。

審査の結果、JR九州を軸とした共同企業体が選定され、提案によりmy route（マイルート）というアプリを使用することになりました。my routeはこれまでも、九州各県が行う実証実験などでも実績のあるアプリです。

31ページをお開きください。

本県では、このmy routeにより目的地までのルートや利用する交通機関の提供など検索機能に加え、大分空港バスや1日乗り放題のサービスを提供している路線バス乗車券などのデジタルチケットの販売、タクシー配車アプリと連携したタクシーの予約及びキャッシュレス決済、レンタカー会社と連携したレンタカーの予約などを事業の内容として想定しています。今後、協力していただく県内の各交通事業者と協議し、具体的なサービス内容を決定していきます。

また実証実験では、県内の観光施設や商業施設などとも連携し、アプリから観光施設や商業施設で利用できるサービスチケットの販売を行ったり、各種観光情報をアプリ上で提供したりするなど、交通以外のサービスにも広がる取組も検討していきます。

今後のスケジュールとしては、各事業者との調整や準備期間を経て、遅くとも1月初頭にはサービスを開始したいと考えています。

32ページをお開きください。

この実証実験後、Ma a Sについては実装につなげていく必要があります。今後は、さらに多くの観光施設や商業施設、宿泊施設などと連携したり、対応エリアを県下全域に拡大したりと、より利用する方のニーズに応えられるよう、取組を進めていきたいと考えています。

続いて33ページをお開きください。

このMa a Sの取組は、大分県にとどまらず現在、九州全域をエリアとしたMa a Sの展開に向けた検討も始まっています。最新の潮流を捉えつつしっかりと実証実験を行い、他地域とも連携しながら九州全体で持続可能なMa a Sの構築を目指していきます。

続いて資料34ページをお開きください。

地域公共交通燃料高騰緊急支援事業の期間延長について報告します。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、燃料価格高騰により厳しい経営状況にある地域公共交通事業者の事業継続を支援するため、乗合バス及びタクシーの各事業者に対し、各燃料費の県内市場価格と過去3年平均の差額に対して費用の一部を助成するもので、6月補正により事業化したものです。

補助対象期間については、当初、国の激変緩和事業に合わせ、令和4年4月から9月末までの間としていましたが、9月9日に開催された国の物価・賃金・生活総合対策本部において、令和4年12月末まで補助対象期間が延長されたことから、当事業も同様に延長したいと考えています。

資料中ほどの6月補正時の支援スキームを御覧ください。支援の内容ですが、現在のところ乗合バスは軽油車を対象に、使用した軽油1リットル当たり20円を上限として、タクシーはLPガス車を対象に使用したLPガス1リットル当たり10円を上限として、ガソリン車・軽油車の場合、1リットル当たり20円を上限として助成しています。

10月以降の支援スキームとしては、補助単価は現在の県内市場価格から勘案し、現行の単価を維持しようと考えています。引き続き、地域公共交通の維持確保に向けた支援をしっかりと行っていきます。

今吉委員長 ただいまの報告について質疑などはありますか。

戸高委員 今のMa a Sの関係で、議案説明のときに使用するアプリも決まっていたのかもしれないのですが知らなくて、今知ったんですが、実証で得られるデータというのは、このmy routeから得ていくということですか。

それともう一つは、実証実験のイメージで宿泊施設は。ただ買物したとか、個々の公共交通機関を使ったとか、タクシーに乗って商業施設に行ったとかは得られるかもしれないのですが、宿泊が外れているのはどういうことでしょうか。

比護交通政策課長 御質問いただきありがとうございます。my routeについては、企画提案協議を行う中で、一番よかった提案がmy routeを使うということで提案いただいて、審議の結果こちらとなりました。

御指摘のデータに関しては、my route上に一旦データとして入りますが、そちらについて匿名化処理を施した上で提供いただくことで、今実施事業者と調整を進めています。

また、宿泊施設等との連携については、これも正直申せば、実証実験まで残り3か月ぐらいではありますが、その中で調整が進めばと思っていますが、現在まずは実証実験でどこまでできるか調整しています。

将来的には御指摘のとおり、宿泊施設や観光施設等と広く連携してこそがMa a Sの魅力だと思っていますので、そういったことにつなげていけるよう、まずはしっかりと実証実験を行っていきたくと考えています。

戸高委員 ありがとうございます。情報提供は、商業施設とかも全部個別に了解を得ないといけないのですか。

比護交通政策課長 商業施設についても、そもそもmy routeの中でデジタルチケット等を含めて参加をしていかないとデータとして

は入っていかないのでは、まずはその部分から供与して、例えば、この交通を使ってこちらに行ったらお得になりますよとか、そういうものを具体的に提案していくことをまずは挑戦していきます。（「分かりました」と言う者あり）

小嶋委員 一般質問でもちょっと触れていますが、空港の将来ビジョンは、これで線路の敷設というか、線路の建設については、部長で将来的な選択肢の一つとおっしゃっていただきました。8年ぐらい前に一度誰か質問していますが、そのときよりもちょっと進んでいるのかなと今勝手に思っていますが、先日の質問のときにはもう少し詳しく話ができなかったのですが、線路を敷設して、そして電線を引かずにディーゼルカーが走るようにすればいいじゃないかと思っています。それを将来的には水素ディーゼルカーにすると、非常に社会的、国際的にも結構注目を浴びると思います。

どこに線路を引くかは、これからいろいろ検討があるだろうと思いますが、選択肢の一つであることで、少し前に進めてもらえるといいなと勝手に私も思っていますが、これは必要じゃないかなと思います。いろいろ計算してみても、320万人がバスと陸路と、それからホーバーで行くとしても、なかなか320万人は運び切れないですね。なので、ここは大分から直行でJRが着くと。それから、願わくは北九州辺りからもこちらに1本線路を入れてもらうとか、路線と時刻表を作って、乗り入れることを2050年までにやったら、我々の孫の世代は、先輩たちがいいことをしてくれたなど、私は当時の県知事が高い評価を受けるんじゃないかと思っています。

特に一番言いたいのは、ディーゼルカーの水素化、ここは研究を少しずつ始めていってもマイナスはない、プラスの面が強いと思うので、ここはぜひ研究を進めていってください。来年、再来年やってほしいと言っているわけじゃなく、あと30年先にはできているといいなと夢を語っていますが、ぜひ現実的にしていただければと思います。

それともう一点、これは要望と言うか意見の

追加ですが、当座の改善策として陸路、道路の改善です。これは随分知事が予算を入れて、この道路をよくしていただいています。ただ細いところ、すれ違いのところは夜間怖いですね。飛ばし過ぎるのかもしれませんが、橋脚を造ってずっと杵築のところなんか、すれ違いの2車線で、あれを拡幅して、少し高規格道路化するのにも必要になってくるかなと思っています。ですから、そういう計画があるかどうか、思いがあるかどうかだけ1点お伺いします。

大塚企画振興部長 鉄道、一般質問で御質問いただきました。まず、我々320万人という意味は、やはり10年後の260万人、ここを何が何でもという、まずはそこを頑張っていきたい。その中でその先が見えてくれば、当然それに合わせたアクセスを考えていこうとのことで、本当にまずは需要をとっていきたいということです。

道路についてもおっしゃるとおりで、これは空港アクセスうんぬんより、あそこの地域の皆さんの利便性を考えたときに、今の形でいいのかどうかというところは問題視を。これはすみません、土木建築部の所管になるので、我々としては空港アクセス改善に向けた道路の改善も含めて、重々土木建築部に伝えているので、また今日委員にそういう意見をいただいたので、また土木建築部には伝えたいと思います。ありがとうございます。

小嶋委員 すみません。これは答えはいりませんが、宮崎県とか長崎県とか、鹿児島県もどうか分かりません。目標がもう少し、大分県の320万人より高いですよ。長崎県は高速道路と隣接しているというより、ちょっと離れていますが、高速道路が使い勝手がいいと思うんですね、電車はないですが。それとか、熊本県も大きな道と隣接していますよね。宮崎県もJRが入り込んでいるので、数字の目標を掲げやすいと思います。大分県は、お金はかかりますが260万人達成して、その上でさらに320万人と言わずに、宇宙港ですから400万人、450万人と。宇宙港をさらにいろいろと活性化していけば、もっと外国人のお客さんも増える

だろうと思うので、世界が注目する大分の空港にすることをぜひ一緒にやっていけたらと思うので頑張らしましょう。よろしくお願いします。

今吉委員長 ほかに委員の委員の方は。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 じゃ、私から1点だけ。

28ページの県民意見募集ですかね、この中をいろいろ見ていると、やっぱり宇宙港というのはビジョンもあります。ベンチャー的にチャレンジが多い事業で、世界的にも競争が結構厳しいと思います。だからこの前、やはり産学官だと一般質問しましたが、地元の人材とか地元の企業がもっと盛り上がるような対策は具体的に動いているんですかね。

比護交通政策課長 御指摘いただきありがとうございます。宇宙港については、もちろんメインで所管しているのは商工観光労働部の先端技術挑戦課になりますけど、そこを超えて、いろんなところが連携していくことでやっています。

例えば、教育の面では国東高校のコースの設置等もありますし、また、商工会と意見交換をしながら、どういったことで盛り上げていくかを一つ一つ丁寧にやっています。

今後、宇宙港の水平型打ち上げ等も含めて実際に動いていく中で、いろんなものが具体化していくと考えており、その中で何が必要か、もっとこんなことができないか、そういったことをしっかり国東の方々を含めて、皆さんで話しながら、ぜひ前向きにいろいろやっていければと思っています。

今吉委員長 国東の話が出ますが、中津の大分県立工科短期大学も要望に入れているんですけど、やはり地元人材を必ず育てるということで、工科短期大学もぜひまた前向きに頑張ってください。

それと、地元企業と産学官のイメージがやはり弱いんですよ。鹿児島県は研究会まで立ち上げてきているでしょう。産学官の研究会をついている。だから、セミナーばかりでなくて、実際、形を見せることでぜひ前向きにやってください。それで結構です。

委員外議員の方はありませんか。

堤委員外議員 34ページの地域公共交通燃料高騰緊急支援事業の関係だけれども、これが6月末の補正で、9月まで基本的に補正予算というのはね。これは計算してみると約1,300万円でしょう。6月末でかなり大きな補正予算を組んでいますね。それで12月まで延期されたからと、既決予算で対応できますよというのはちょっとどうなんですか。それだったら、補正予算を組むときに、単価をもっと上げて、本来は金額をもう少しつくるべきではなかったのかと思います。そこらは何でこういう状況になったのか。

比護交通政策課長 御質問ありがとうございます。こちらについて、6月の段階は過不足分が万が一にも生じないように、車両1台当たりの燃料の使用量を最大値で積算しました。そうした中で、まかり間違っても予算の過不足がないようにと約1億8千万円を予算措置をした。そういう経緯です。

現在のところ、9月末までの執行見込みは約7,800万円ですので、国にあわせて本年12月まで対象期間を延長した場合であっても、今のところは執行残で対応できる状況です。

ただ、いずれにしても、どういう状況かは丁寧にお伺いしながら、この燃料高騰も落ち着くかどうかも見通せませんので、しっかり対策ができるように、そして必要であれば皆様にしっかりお諮りをして、必要な対策を打たせていただければと思っています。（「はい、分かりました」という者あり）

今吉委員長 ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別がないので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、お疲れ様でした。

委員の皆さんは、内部協議がありますので、このままお待ちください。

〔委員外議員、企画振興部退室〕

今吉委員長 それでは協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。第2回定例会の常任委員会で、県外調査を行う方向で決定し、委員長に御一任をいただきました。

行程案を事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

今吉委員長 何か御意見はありませんか。

〔委員協議〕

今吉委員長 それでは、11月16日から18日の2泊3日、この行程案で決定します。

今後、変更の必要が生じた場合は委員長に御一任いただきますようお願いいたします。

チケットの手配の都合もありますので、途中参加や離脱をする場合や、空港までの交通手段を事務局にお伝えください。

また、現在コロナ第7波が全国的に落ち着いてきていますが、直前で状況が大きく変わり、調査先から訪問を見合わせるよう申入れがあった場合は、調査を予定している3日間でオンライン調査などに切り替えたいと思います。その場合は御了承ください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別がないので、本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。